【資料１－１】

第四次 長野市環境基本計画

＜素案＞

2026（令和 8）年 10 月
長野市

はじめに（市長あいさつ）

目　次

第１章　　序章 1
第１節 これまでのあゆみ 1
第２節 長野市の環境を取り巻く状況 4
第３節 環境基本計画の位置づけ 12
第４節 計画の期間 13
第５節 計画の対象 13
第２章　　長野市の現況 14
第１節 長野市の地域特性 14
第２節 長野市の環境の現状と課題 20
第３節 市民・事業者の環境意識（アンケート調査） 31
第３章　　本計画の目指すもの 33
第１節 ウェルビーイングの実現 33
第２節 環境未来コンセプト 34
第３節 施策の体系 38
第４章　　施策の展開 40
施策の柱❶　脱炭素社会の構築（長野市地球温暖化対策地域推進計画） 40
施策の柱❷　気候変動への適応（長野市気候変動適応計画） 43
施策の柱❸　自然環境・生物多様性の保全（長野市生物多様性地域戦略） 45
施策の柱❹　身近な環境の向上 47
施策の柱❺　循環型社会の構築 49
施策の柱❻　環境意識の向上と実践 51
第５章　　計画の推進体制・進行管理 53
第１節 推進体制 53
第２節 長野市環境マネジメントの推進 54
第３節 指標・目標値一覧 54
第４節 SDGｓとの関連 54
第６章　　資料編 55
資料編１　策定の経緯 55
資料編２　用語集 56

◆用語集（本文中の分かりにくい用語について＊を付し、資料編に用語解説を示します。）

第1章　序章

第1節 これまでのあゆみ

（1） 長野市環境条例と長野市環境基本計画

長野市では、良好な自然環境と健全な社会環境の保全と創造を推進し、未来に誇りうる環境調和都市の実現に向け、1997（平成９）年３月に「長野市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、環境分野の最上位計画として、2000（平成 12）年 3 月に「長野市環境基本計画」を策定しました。この計画では、「資源を有効に利用する地球にやさしいまち」「豊かな自然と共生するまち」「安心して暮らせる、快適で魅力あふれるまち」及び「全ての人が主体的に環境づくりに取り組むまち」の４つの環境像を望ましい環境像と定め、循環型社会の構築や質の高い自然環境の確保、地球環境保全への貢献など、現行計画につながる基本目標の達成を目指しました。

その後、2006（平成 18）年 10 月に策定した後期計画では、2004（平成 16）年の京都議定書発効など地球温暖化対策が主要な環境課題となる中、地球温暖化の防止を基本目標のひとつに定めました。

2012（平成 24）年４月策定の第二次長野市環境基本計画とその後期計画（2017（平成 29）年策定）においても社会情勢の変化や科学技術の発展等を踏まえつつ、引き続き、循環型社会の構築等６つの基本目標を定めました。

2022（令和４）年４月策定の「第三次長野市環境基本計画」では、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」を統合するとともに、「生物多様性地域戦略」及び「地域気候変動適応計画」を包含させました。また、世界的に大きな広がりを見せる SDGs の視点を計画に盛り込み、SDGs の達成に向けた取り組みを進めるものとしました。

（2） 循環型社会の現実

廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用については、主要な環境課題として第二次環境基本計画後期計画までは常に施策の筆頭に位置付けてきました。

家庭ごみの分別は、1996（平成 8）年 11 月から全市で６分別（可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル）を実施してきましたが、さらなる資源化の推進のため、プラスチック製容器包装（2004（平成 16）年全市分別収集を開始）や選定枝葉（2009（平成 21）年分別収集開始）を分別品目に加え、2026（令和 8）年には容器包装も含めた資源プラスチックの分別収集を全市で開始しました。

また、家庭ごみの発生抑制と負担の公平化のため、2009（平成 21）年にごみ処理手数料の有料化に踏み切ったほか、2018（平成 30）年３月には「ながの環境エネルギーセンター」が本稼働し、可燃ごみは広域処理に移行しました。

（3） 良好で快適な環境の保全と創造

第１期の計画では、現行計画まで続く大気、水質等、事業活動や生活排水による環境汚染の監視に加え、自動車の排ガス等や騒音・振動に伴う自動車交通公害対策が主要な施策に位置付けられていました。

自動車の性能向上や水洗化の普及に伴い、これらの環境課題は改善に向かい、現在ではおおむね環境基準を下回る数値で推移しています。

まちの美化については、ゴミゼロ運動などの環境美化活動の促進などを行ってきましたが、中心市街地を中心にポイ捨てゴミが後を絶たないことから、2011（平成 23）年 4 月に「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」を施行し、ポイ捨て行為を禁止しました。そ

の後、ポイ捨ての原因となるとともに、歩行者に危険の及ぶ歩きたばこについても禁止する規定を追加した「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」に改正し、2018（平成 30）年 4 月に施行しました。

（4） 質の高い自然環境の確保

2005（平成 17）年 1 月の１町３村との合併前には長野市を代表する自然保養地であった飯綱高原を中心に自然環境保全のための施策を実施してきました。

1992（平成 4）年 3 月に取りまとめた「飯綱高原の豊かな自然復元基本調査」を踏まえ、実験林事業や自然環境学習などを現在まで実施しているほか、乱開発を抑制するため、2003（平成 15）年には「長野市自然環境保全条例」を制定し、飯綱高原一帯を自然環境保全地域に指定しました。

2005（平成 17）年 1 月、2010（平成 22）年 1 月の２度の合併により、戸隠や鬼無里など自然豊かな市域が大幅に拡張したことにより、2003（平成 15）年 3 月に編集した「大切にしたい長野市の自然」を元に、合併２町４村の調査結果を加えた改訂版を 2013（平成 25）年 3 月に出版しました。

（5） 地球温暖化対策

第１期の計画では、CO_2 の排出削減ほか、オゾン層破壊の原因となるフロン対策や酸性雨対策を含めて、「地球環境保全への貢献」を基本目標に掲げていました。また、同計画では、「省エネルギーの推進」は省資源の観点から、「循環型社会の構築」の施策テーマのひとつとして整理していました。

2004（平成 16）年２月に、長野市環境基本計画の関連計画として「長野市地域省エネルギービジョン」を策定し、また、その翌年の 2005（平成 17）年 2 月には「長野市地域新エネルギービジョン」を策定しました。

これらの２つの計画は、2009（平成 21）年 12 月策定の「長野市地球温暖化対策地域推進計画」に発展的に引き継がれました。この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を 2050 年度までに 2005 年度比で 60%と定めていました。

2014（平成 26）年の第２次改訂を経て、2017（平成 29）年の第３次改訂では、2050 年度までの削減目標を 2005（平成 17）年度比で 80%に引き上げ、その後、第三次環境基本計画に包含して改訂した際には、削減目標を 95%とし、残る排出量を森林吸収で補うことで、2050 年カーボンニュートラルを目指す計画としました。

長野市域の CO_2 排出量は、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入・普及促進の取組により、2002（平成 14）年をピークに減少傾向にありますが、2050 年カーボンニュートラルの達成は未だ見通せない状況です。

（6） 協働と学びの推進

市、市民、事業者が協働して環境の保全と創造に取り組むことを目指し、2001（平成 13）年６月に「ながの環境パートナーシップ会議」が設立され、2003（平成 15）年３月には 28 のプロジェクトで構成される「アジェンダ２１ながの―環境行動計画―」が策定されました。これらのプロジェクトのうち、その役割を終えて終了したものもありますが、「生ごみ削減・再生利用プロジェクト」や「市民の森づくりプロジェクト」など７つのプロジェクトが現在まで活動を継続しています。

また、環境教育・環境学習の推進のため、2002（平成 14 年）３月から 2012（平成 24 年）３月までの間、「長野市環境学習推進プラン」を作成し、様々な人や団体等が環境学習の実践に活用できるプログラムを提供したほか、市主催の環境学習会を継続的に開催してきました。2013（平成 25）年１月からは、「長野市環境教育・環境学習推進プログラム」を作成し、環境教育等促進法への対応など、具体的な取組みについて一層の推進を図っています。

表 1-1　第三次長野市環境基本計画における各指標の達成状況

基本目標	施策テーマ	指標	単位	実績値〔計画策定時〕	目標値〔2026年度〕	実績値〔最新年度〕
基本目標1	目標	温室効果ガス年間排出量	t-CO_2	2,130,858〔2017年度〕	1,513,858以下	1,903,668〔2022年度〕
	1-1	再生可能エネルギーによる電力自給率	%	56.4〔2020年度〕	70.0以上	65.1〔2024年度〕
	1-1	太陽光発電の設備容量（累計）	kW	152,871〔2020年度〕	195,830以上	177,301〔2024年度〕
	1-2	バイオマス発電量	MWh	65,821〔2020年度〕	84,501以上	56,244〔2025年度〕
	1-2	バイオマス発電設備容量	kW	10,973〔2020年度〕	13,663以上	10,973〔2025年度〕
	1-2	未利用バイオマス利用率（参考*1）	%	49.0〔2020年度〕	55.0	－
	1-3	市民一人当たりの年間温室効果ガス排出量	kg-CO_2/人	5,601〔2017年度〕	4,251以下	5,153〔2022年度〕
	1-3	市内の年間エネルギー消費量（電気）	MWh	2,277,686〔2020年度〕	2,072,694以下	－
	1-3	二人以上の世帯当たりの年間エネルギー消費量（電気、都市ガス・プロパンガス、灯油、ガソリン）	MJ	89,682〔2020年度〕	81,610以下	79,971〔2025年度〕
	1-4	自転車道などの整備延長	km	11.4〔2020年度〕	32.8以上	30.7〔2025年度〕
	1-4	歩道の整備延長	km	297.2〔2020年度〕	303.0以上	303.4〔2025年度〕
	1-4	市民一人当たりの公共交通利用回数	回/人	101.6〔2020年度〕	137.0以上	125.6〔2025年度〕
	1-4	市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）	㎡/人	8.39〔2020年度〕	10.00以上	9.76〔2025年度〕
	1-5	搬出間伐による木材生産量	㎥	9,773〔2020年度〕	15,000以上	5,923〔2025年度〕
	1-6	温暖化に伴う異常気象に対して日常生活の中で備えをしている（防災・減災対策や熱中症予防など）（アンケート*2）	%	48.0〔2021年度〕	60.0以上	34.4〔2025年度〕
基本目標2	目標	市民一人一日当たりのごみ総排出量	g/(人･日)	926.0〔2018年度〕	881.0以下	840.0〔2025年度〕
	2-1	市民一人一日当たりのごみ総排出量（再掲）	g/(人･日)	926.0〔2018年度〕	881.0以下	840.0〔2025年度〕
	2-1	事業系可燃ごみ排出量	t	39,115〔2018年度〕	38,445以下	36,337〔2025年度〕
	2-2	目標設定なし				
	2-3	使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる（アンケート*2）	%	76.0〔2021年度〕	80.0以上	72.5〔2025年度〕
基本目標3	目標	豊かな自然環境が保たれている（アンケート*2）	%	70.4〔2021年度〕	現状値以上	68.9〔2025年度〕
	3-1	継続的調査により生息を確認する希少生物の数	種	－	4以上	4〔2025年度〕
	3-2	搬出間伐による木材生産量（再掲）	㎥	9,773〔2020年度〕	15,000以上	5,923〔2025年度〕
	3-2	森林体験年間参加者数	人	1,386〔2020年度〕	2,150以上	9,148〔2025年度〕
	3-2	生物利用等環境保全型農業推進事業の取組（戸数）	戸	2,362〔2020年度〕	2,500以上	1,264〔2025年度〕
	3-3	市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）（再掲）	㎡/人	8.39〔2020年度〕	10.00以上	9.76〔2025年度〕
	3-4	市内中小河川9河川の水質階級Ⅰの地点数	地点	8〔2020年度〕	7以上	9〔2025年度〕
基本目標4	目標	空気や水がきれいで、まちも美しく保たれている（アンケート*2）	%	71.8〔2021年度〕	現状値以上	73.3〔2025年度〕
	4-1	大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	%	100.0〔2020年度〕	100.0	100.0〔2025年度〕
	4-1	市内中小河川13河川の生活環境項目（BOD）平均値	mg/L	1.6〔2020年度〕	2.0以下	2.1〔2025年度〕
	4-2	地区環境美化活動における参加者一人当たりのごみ回収量	g/人	470〔2020年度〕	300以下	204〔2025年度〕
	4-2	中心市街地の路上ポイ捨て吸い殻本数（年間）	本	346〔2020年度〕	300以下	522〔2025年度〕
	4-3	目標設定なし				
基本目標5	目標	環境学習会年間参加者数	人	2,683〔2020年度〕	5,500以上	4,116〔2025年度〕
	5-1	環境保全活動参加者数	人	1,814〔2020年度〕	4,000以上	2,720〔2025年度〕
	5-2	環境学習会年間参加者数（再掲）	人	2,683〔2020年度〕	5,500以上	4,116〔2025年度〕

*1：未利用バイオマス利用率は、2026（令和8）年度に算出予定です。
*2：指標に用いているアンケートは、長野市企画政策部が毎年度実施している「まちづくりアンケート」です。

第2節　長野市の環境を取り巻く状況

（1） 国際的な動向

①　持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs は、2015（平成 27）年の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 の目標とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を 2030 年までに達成することが目標とされています。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）（外務省）

図 1-1　持続可能な開発目標（SDGs）

②　国連環境計画

国連環境計画（UNEP：United Nations Environment Programme）人の生命と福祉のために環境の質を現在から将来に亘り保護し拡大するための国際協力を進めるため、7 つのサブプログラム（気候変動、災害・紛争、生態系管理、環境ガバナンス、化学物質・廃棄物、資源効率性、環境レビュー）を中心に活動を行っています。

UNEP の最高意思決定機関である国連環境総会は、原則として 2 年毎に通常会合が開催されており、2025（令和 7）年 12 月にケニア・ナイロビにおいて開催された第７回国連環境総会では、「強靭な地球のための持続可能な解決策の促進」の閣僚宣言のほか、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議等が採択されました。

③ 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）とパリ協定

2015（平成 27）年 11 月から同 12 月にかけて、フランス・パリにおいて第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

採択されたパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）＊」として温室効果ガスの排出削減目標を５年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

④ 生物多様性条約締約国会議（COP）

1992（平成 4）年に生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）がリオ・デ・ジャネイロ国連環境開発会議（地球サミット）にて採択され、生物多様性条約締約国会議（COP：Conference of the Parties）が 1994（平成 6）年から毎年開催されています。

近年の主な動向として、2022（令和 4）年 12 月にカナダ・モントリオールにおいて開催された COP15 では、愛知目標の後継である国際的な目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新枠組は、2050 年の「自然と共生する世界」実現に向けた 2030 年までの新たな世界目標として確定され、日本が重視していた保全に関する目標である「30by30 目標＊」が主要な行動目標の一つとして位置付けられました。

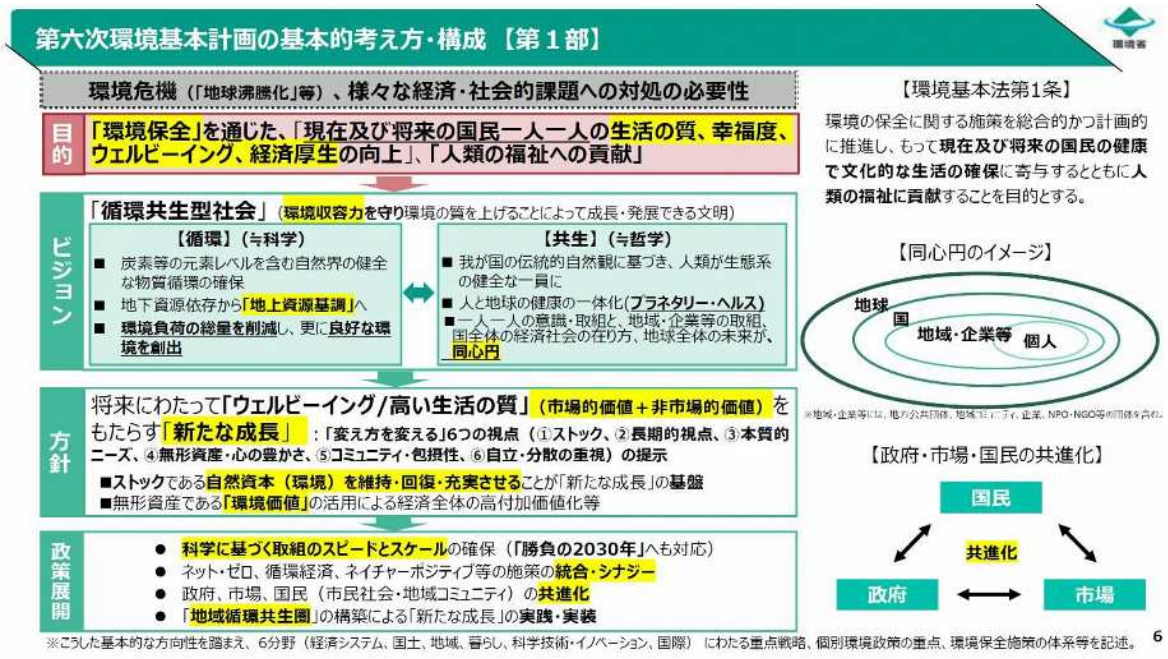
（2） 国内の動向

① 第六次環境基本計画

環境基本計画は環境基本法に基づき政府の環境施策の大綱を定める計画で、2024（令和６）年５月に第六次計画が閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング＊／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

具体的には、すべての環境分野を統合する最上位の計画として、目指すべき文明・経済社会の在り方を提示し、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことを掲げています。

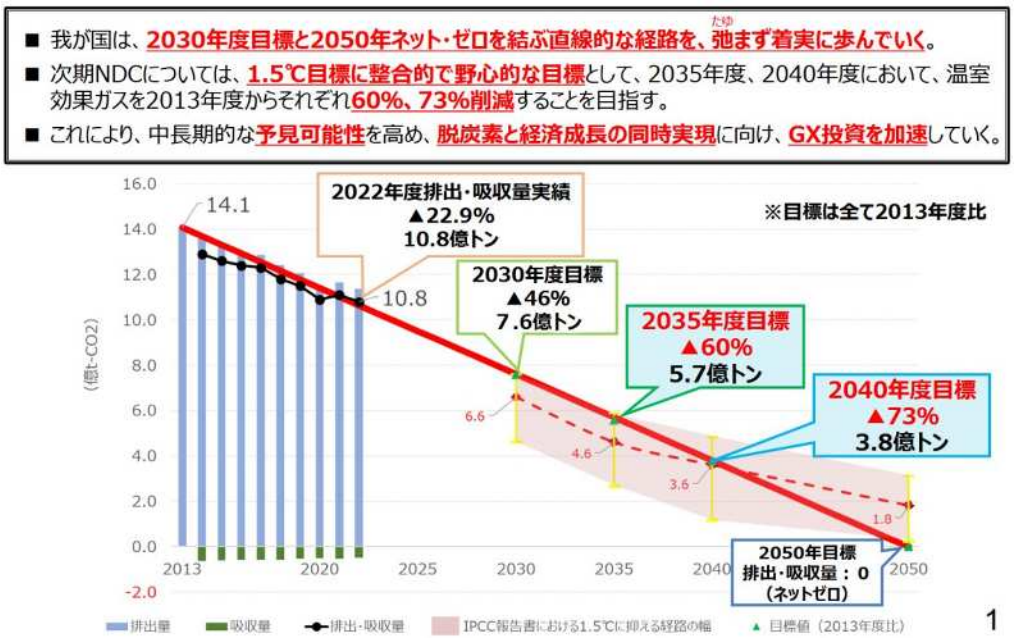


出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

図 1-2　「第六次環境基本計画」の概要

②　地球温暖化対策計画

2025（令和 7）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」では、従来の 2030 年度目標（2013（平成 25）年度比 46%削減）と、2050 年カーボンニュートラル目標を直線経路で結ぶものとして、2035 年度 60%削減（2013（平成 25）年度比）、2040 年度 73%削減（2013（平成 25）年度比）という新たな削減目標が設定されました。加えて、フォローアップを通じて、対策・施策の進捗状況や今後の施策実施等に関する進捗管理を強化することが示されました。



出典：地球温暖化対策計画の概要（内閣府・環境省・経済産業省）

図 1-3　2050 年カーボンニュートラルに向けた削減経路

③ 第７次エネルギー基本計画

2025（令和７）年２月に閣議決定された「第７次エネルギー基本計画」では、データセンターの建設に伴う電化の進展等、様々な不確実性があることを念頭に、2040 年度における国内のエネルギー需給見通しが提示されました。具体的には、増加する電力需要に対応すべく、再生可能エネルギー及び原子力の電源開発・整備を進め、2040 年度においては火力 3～4 割程度、原子力２割程度、再生可能エネルギー4～5 割程度を目指すこととしています。

④ 地域脱炭素ロードマップ

2021（令和 3）年 6 月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、2050 年カーボンニュートラルを達成するため、今後 5 年間で行うべき対策・施策の全体像のあり方が示されました。

全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することで、地域が主役となって強靭な活力ある地域社会への移行を目指すとしています。

⑤ 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は生物多様性条約第 6 条及び生物多様性基本法第 11 条の規定に基づく政府の基本的な計画で、1995（平成７）年に策定されて以降、これまで５回の見直しが行われてきました。

2023（令和５）年に第六次戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、新たに国際的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応したものとなっています。さらに、2030 年のネイチャーポジティブ＊の実現に向けて、以下の 5 つの基本戦略が設定されました。

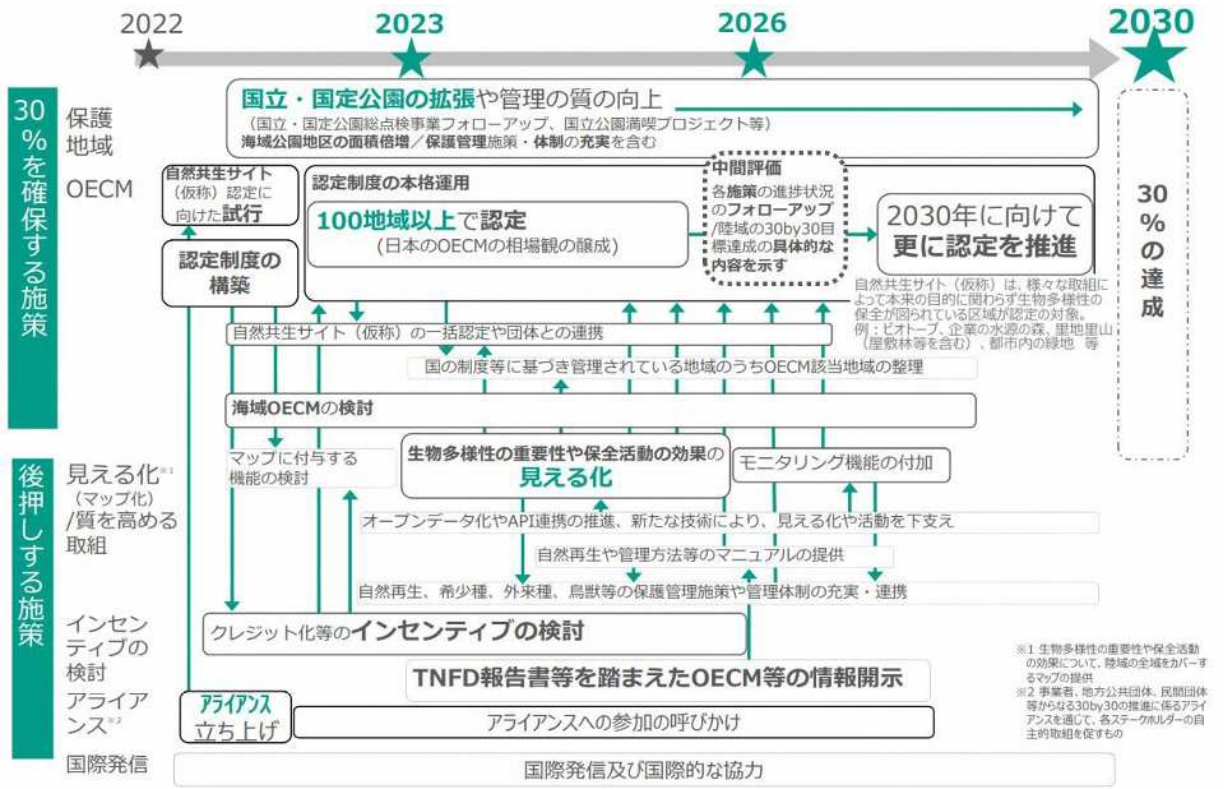
【生物多様性国家戦略 2023-2030 の基本戦略】

（１）生態系の健全性の回復
（２）自然を活用した社会課題の解決
（３）ネイチャーポジティブ経済の実現
（４）生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
（５）生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

⑥ 30by30 ロードマップ

30by30 とは、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。

日本では 2021（令和 3）年時点で陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保全地域となっており、そこから 30by30 目標に向けた行程と具体策についてまとめた「30by30 ロードマップ」が 2022（令和 4）年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。



出典：30by30 ロードマップ（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（環境省））

図 1-4　「30by30 ロードマップ」の概要

⑦　第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は概ね５年ごとに見直しを行うものとされており、2024（令和6）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

当計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであるとし、重要な方向性として以下の５つの柱（重点分野）を掲げています。

【第五次循環型社会形成推進基本計画の５つの柱（重点分野）】
1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

⑧　循環経済行動計画

循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等の関連する取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、2024（令和６）年７月から「循環経済に関する関係閣僚会議」が開催されてきました。

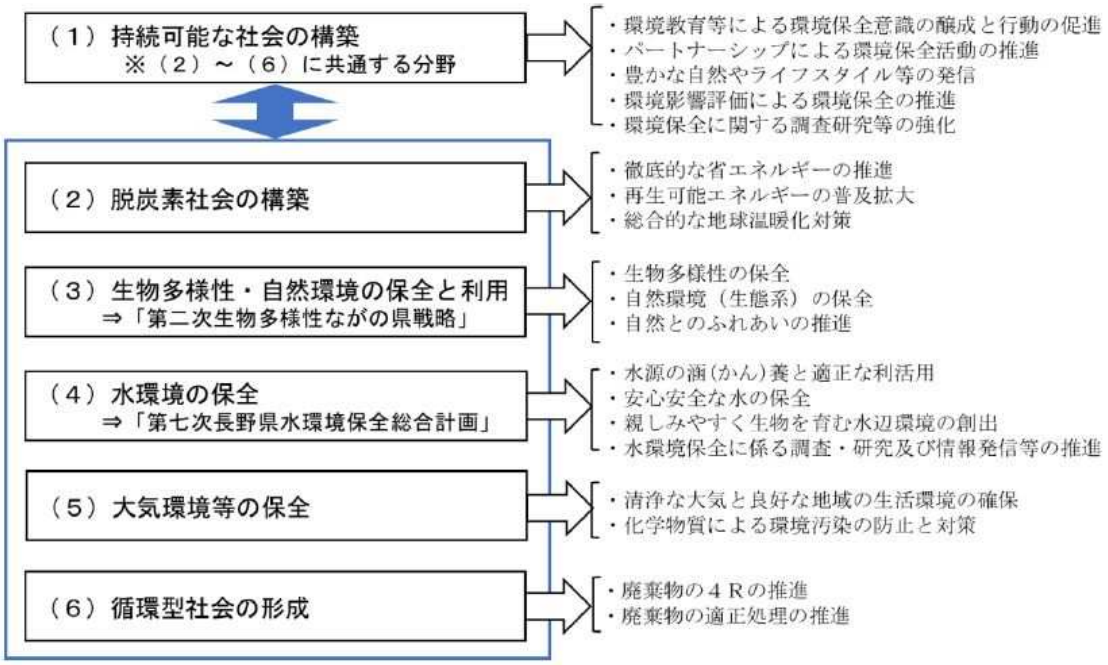
2026（令和８）年４月の第４回会合で、「循環経済行動計画」が策定され、再生資源供給サプライチェーンの強靭化、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成といった施策が示されました。

（3） 長野県の動向

① 第五次長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画で、2023（令和５）年３月に「第五次長野県環境基本計画」が策定されました。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく行動計画を包含するとともに、「生物多様性基本法」に基づく「第二次生物多様性ながの県戦略」及び「長野県水環境保全条例」に基づく「第七次長野県水環境保全総合計画」としても位置付けられています。



出典：第五次長野県環境基本計画（長野県）

図 1-5 「第五次長野県環境基本計画」の概要

② 長野県ゼロカーボン戦略

2050 ゼロカーボン実現を目指し、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの実行計画として「長野県ゼロカーボン戦略」を 2021（令和 3）年 6 月に策定し、2022（令和 4）年 5 月の改定を経て、策定後５年目となる 2026（令和 8）年３月に中間見直しされました。

「長野県ゼロカーボン戦略」の中間見直しでは、見直し前の戦略に掲げる目標を維持し（表 1-2 参照）、その実現に挑戦するとしつつ、2030（令和 12）年までの重点方針として以下に示す４つを追加し、各種取組を拡充・強化していくものとしています。

【長野県ゼロカーボン戦略の政策の重点方針】

―当初―
・既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及
・持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換
・産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援
・エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環

―中間見直しで追加―
・環境技術・環境配慮技術を活用して産業・社会・都市構造を抜本的に転換
・経済的メリットを前面に掲げて省エネ・再エネの取組を大きく前進
・信州に根差した環境負荷の少ないライフスタイルへ大転換
・激甚化する気候変動への適応策を本格的に実施

表 1-2　長野県ゼロカーボン戦略の数値目標

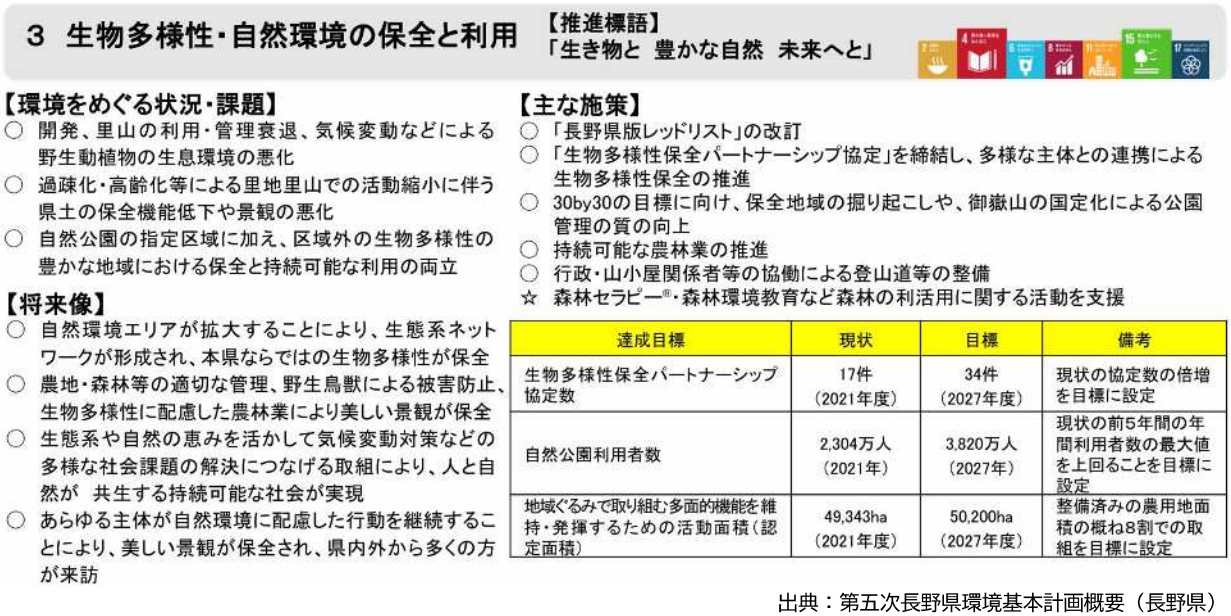
指標		単位	基準年度	目標		
				短期	中期	長期
			2010 年度	2030 年度	2040 年度	2050 年度
温室効果ガス総排出量		千 t-CO_2	16,863	7,966 (▲53%)	3,936 (▲77%)	1,709 (▲90%)
[参考] 森林吸収量を考慮した温室効果ガス正味排出量		千 t-CO_2	15,426	6,196 (▲60%)	2,056 (▲87%)	▲291 (▲102%)
最終エネルギー消費量		万 TJ	19.4	12.3 (▲36%)	8.5 (▲56%)	4.7 (▲76%)
再生可能エネルギー生産量		万 TJ	2.2	4.1 (＋82%)	5.3 (＋138%)	6.4 (＋192%)
エネルギー自給率	最終エネルギー消費量	%	11.5	33.0	61.6	136.8
	電力消費量	%	41.2	97.9	108.9	139.6

※（）内の数値は基準年度比の増減率を表す。

出典：長野県ゼロカーボン戦略（長野県）を基に作成

③　生物多様性ながの県戦略

2023（令和５）年度からは、「第五次長野県環境基本計画」における「生物多様性・自然環境の保全と利用」を「第二次生物多様性ながの県戦略」として位置付け、「人と自然が共生する信州」の実現へ向けて県民との協働によって取り組んでいます。



３　生物多様性・自然環境の保全と利用　【推進標語】「生き物と　豊かな自然　未来へと」

【環境をめぐる状況・課題】
- ○ 開発、里山の利用・管理衰退、気候変動などによる野生動植物の生息環境の悪化
- ○ 過疎化・高齢化等による里地里山での活動縮小に伴う県土の保全機能低下や景観の悪化
- ○ 自然公園の指定区域に加え、区域外の生物多様性の豊かな地域における保全と持続可能な利用の両立

【将来像】
- ○ 自然環境エリアが拡大することにより、生態系ネットワークが形成され、本県ならではの生物多様性が保全
- ○ 農地・森林等の適切な管理、野生鳥獣による被害防止、生物多様性に配慮した農林業により美しい景観が保全
- ○ 生態系や自然の恵みを活かして気候変動対策などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が　共生する持続可能な社会が実現
- ○ あらゆる主体が自然環境に配慮した行動を継続することにより、美しい景観が保全され、県内外から多くの方が来訪

【主な施策】
- ○ 「長野県版レッドリスト」の改訂
- ○ 「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性保全の推進
- ○ 30by30の目標に向け、保全地域の掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上
- ○ 持続可能な農林業の推進
- ○ 行政・山小屋関係者等の協働による登山道等の整備
- ☆ 森林セラピー®・森林環境教育など森林の利活用に関する活動を支援

達成目標	現状	目標	備考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	現状の協定数の倍増を目標に設定
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（認定面積）	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定

出典：第五次長野県環境基本計画概要（長野県）

図 1-6　「第五次長野県環境基本計画」における「生物多様性ながの県戦略」の概要

④　長野県循環型社会づくり推進計画

「長野県廃棄物処理計画（第５期）」の次期計画として、2026（令和 8）年 3 月に「長野県循環型社会づくり推進計画」が策定されました。

当計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置付けたほか、食品ロスや災害廃棄物処理、使用済リチウムイオン電池の適正処理の確保などの取組の拡充・強化がされました。

【長野県循環型社会づくり推進計画のポイント】
(1) 計画の名称を「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更
(2) 高い数値目標の設定
(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置付け
(4) 食品ロス削減に関する数値目標を新たに盛り込み、取組を充実
(5) 災害廃棄物の処理に関して新たに項目を設けて対策を強化
(6) 使用済リチウムイオン電池の適正処理の確保などの社会的課題となっている事項を取り上げ、取組を推進

第3節　環境基本計画の位置づけ

本計画は、「長野市環境基本条例」第 7 条に基づく環境行政の基本計画として、上位計画である長野市総合計画で示す環境分野の実現のため、国や県の計画と整合を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条・第 21 条に基づく「長野市地球温暖化対策地域推進計画」、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「長野市地域気候変動適応計画」、及び「生物多様性基本法」第 13 条に基づく「長野市生物多様性地域戦略」としても位置づけます。

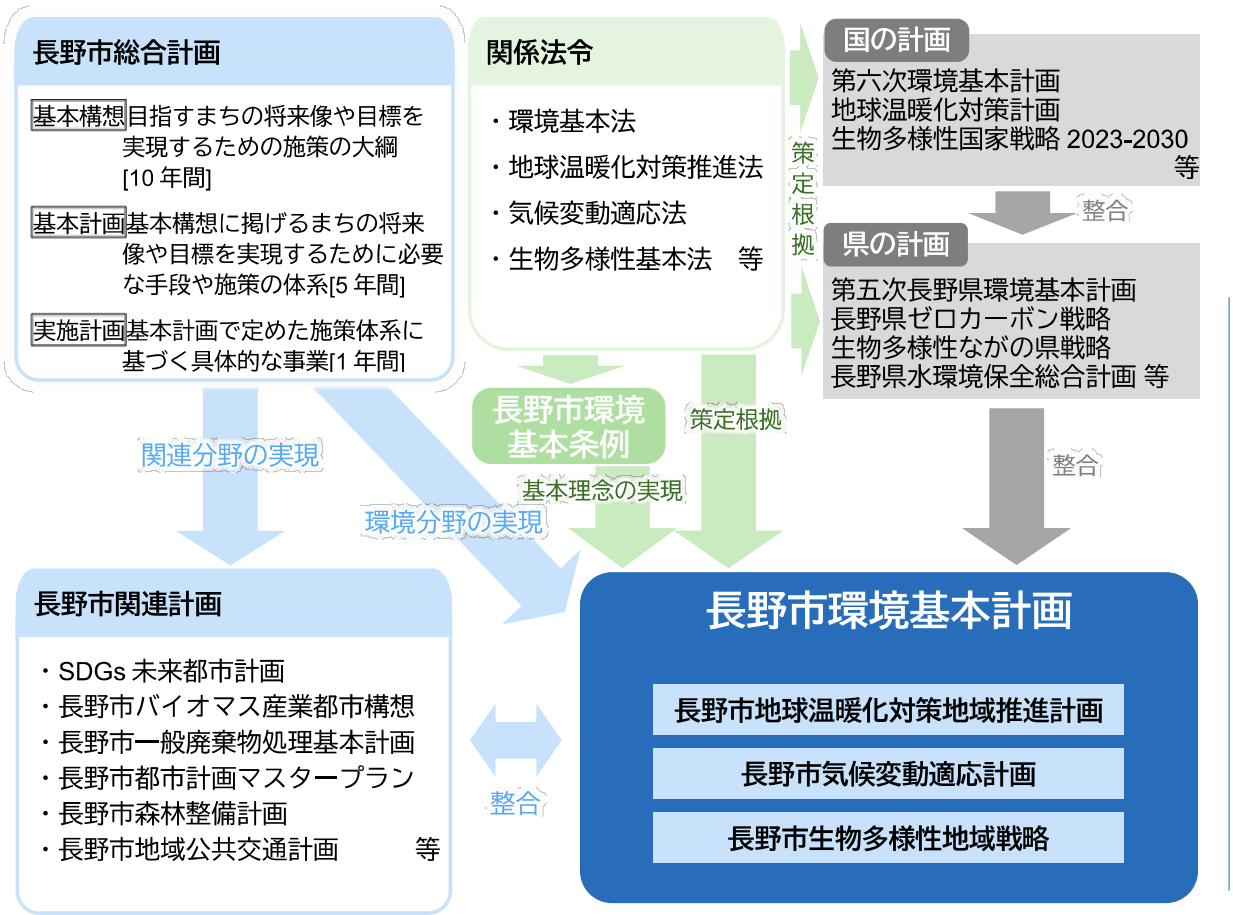


図 1-7　計画の位置づけ

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和 9（2027）年 4 月から令和 14（2032）年 3 月までの 5 年間とします。

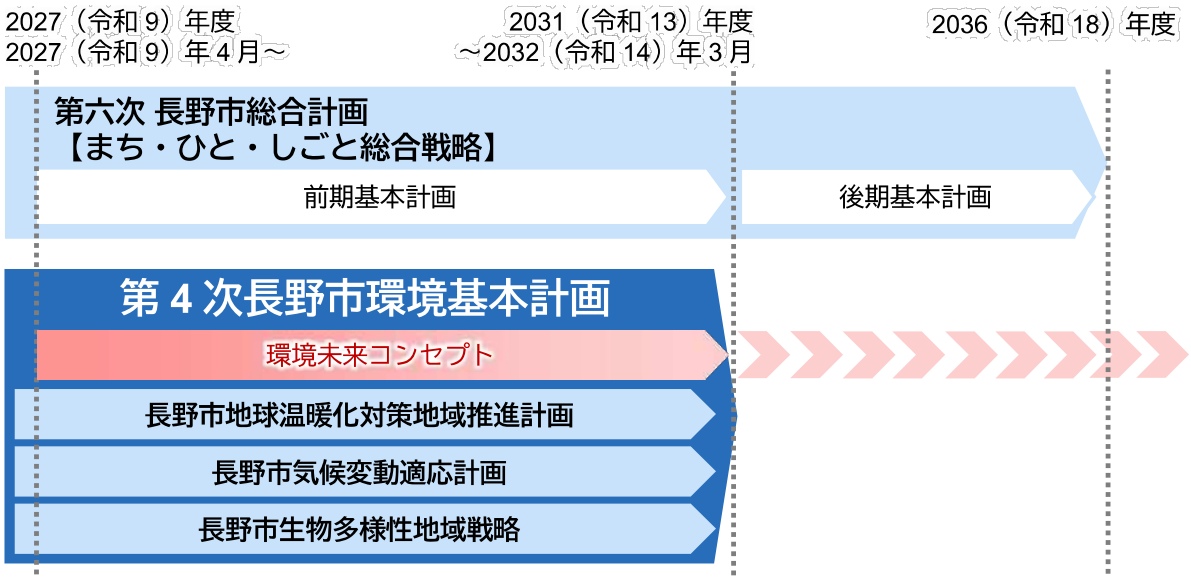


図 1-8　計画の期間

第5節 計画の対象

（1） 対象とする地域

本計画は、長野市全域を対象とします。ただし、長野地域連携中枢都市圏の活性化と発展のために連携して推進する具体的な取組などをまとめた「長野地域スクラムビジョン」に掲げられている事業については、長野地域連携中枢都市圏の構成市町村（須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）を含めるものとします。

（2） 対象とする範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、長野市環境基本条例第 6 条に規定する施策の基本方針に基づくものとします（図 1-9 参照）。

長野市環境基本条例第 6 条に定める環境施策の基本方針

（1） 産業型公害その他人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
（2） 都市・生活型公害を防止し、良好な生活環境を確保すること。
（3） 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。
（4） 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び健全な自然環境に寄与する森林、農地等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。
（5） 資源・エネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
（6） 環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

図 1-9　計画の対象範囲

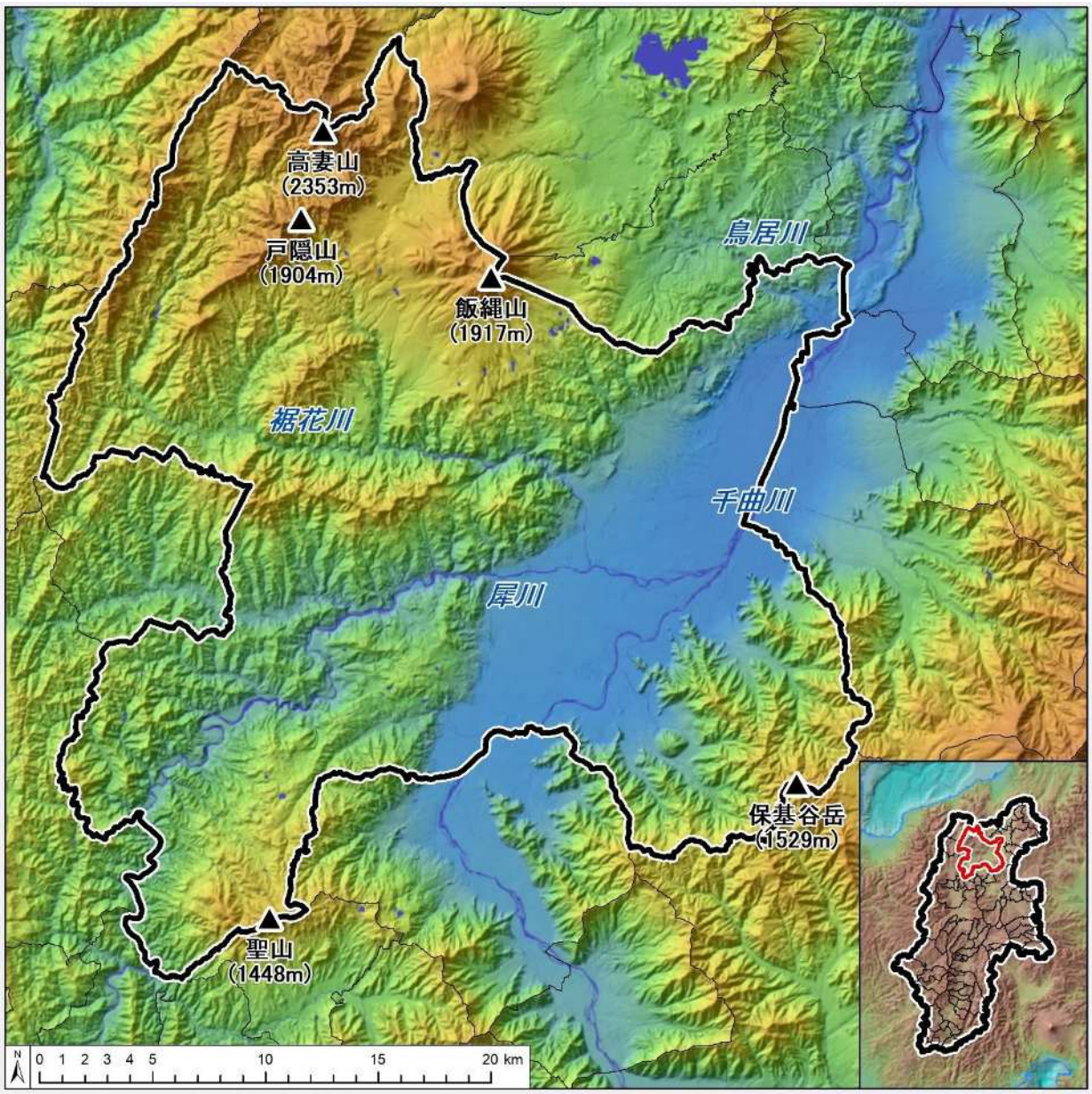
第2章　長野市の現況

第1節　長野市の地域特性

（1） 位置・地勢

長野市は、日本のほぼ中央にある長野県北部に位置し、東西約 36.5km、南北 41.7km で、面積は約 834.81 ㎢です。

長野市の北西部は急峻な山岳地帯であり、日本百名山である高妻山に代表される戸隠連峰や飯縄山などがそびえています（図 2-1 参照）。山岳地帯の間には裾花川が流れて犀川に合流し、犀川はやがて千曲川に合流します。3 つの川の合流点の周辺一帯は善光寺平とも呼ばれる長野盆地となっています。標高は、長野市の北西部にある高妻山頂の 2,352.8mが最高で、千曲川沿いの 327.4mが最低となっており、標高差は 2,025.4m もあります。



出典：「陰影起伏図」（国土地理院）、「デジタル標高地形図」（国土地理院）、「国土数値情報」（国土交通省）を基に作成

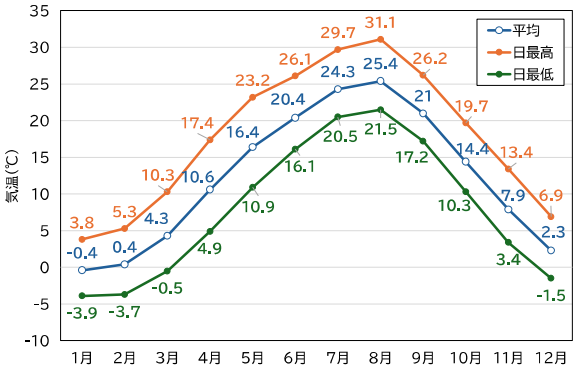
図 2-1　長野市の位置・地勢図

（2） 気候

長野市は内陸性気候に属し、寒暖の差が大きいのが特徴で、長野気象観測所の気象観測データの平年値（過去 30 年間［1991～2020 年］の平均値）は、夏季の最高気温は 31.1℃まで上がり、冬季の最低気温は-3.9℃まで下がります（図 2-2 参照）。

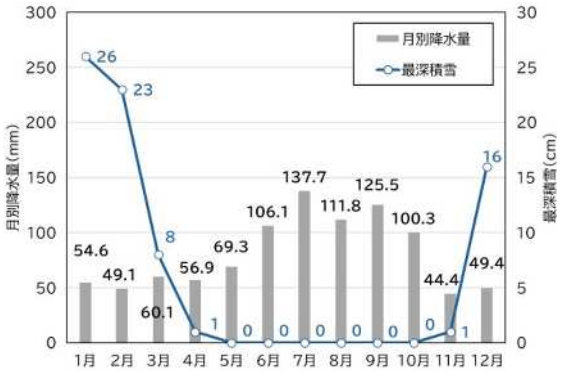
降水量は夏季に多い傾向が見られますが、年間降水量は他地域と比べて少ないのが特徴です（図 2-3、図 2-5 参照）。

戸隠地区と鬼無里地区は冬季の気温が低く、積雪の多い日本海側気候の特徴があります（図 2-4 参照）。また、戸隠連峰の山々が連なるため、夏季の降水量も比較的多い特徴があります（図 2-5 参照）。



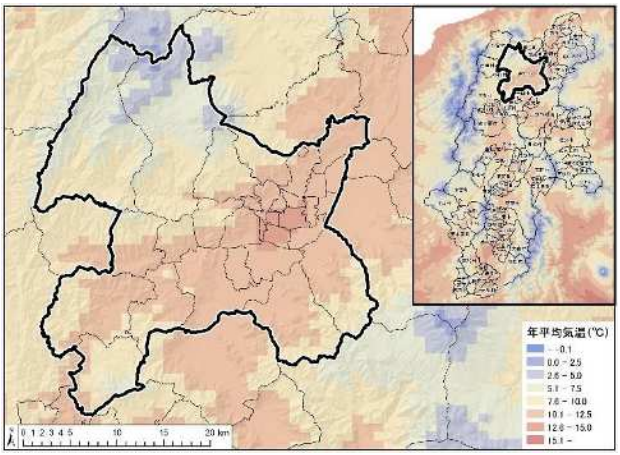
※1991～2020 年の 30 年間の平年値
出典：長野気象観測所の気象観測データ（気象庁）を基に作成

図 2-2　月別気温（平年値）



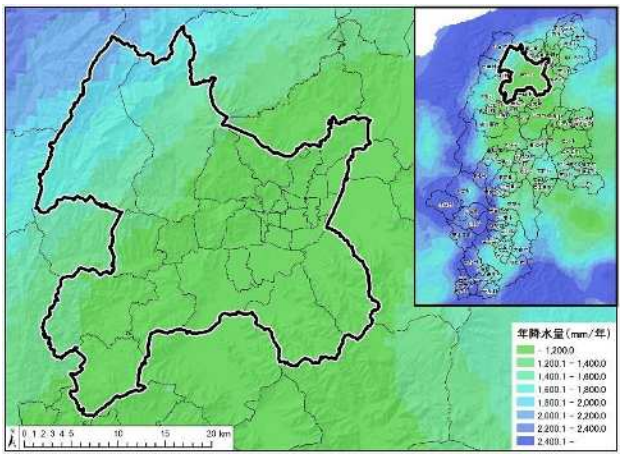
※1991～2020 年の 30 年間の平年値
出典：長野気象観測所の気象観測データ（気象庁）を基に作成

図 2-3　月別降水量・最深積雪深（平年値）



※1991～2020 年の 30 年間の平年値
出典：「国土数値情報　平年値メッシュ」（国土交通省）、「陰影起伏図」（国土地理院）を基に作成

図 2-4　年平均気温の分布（平年値）



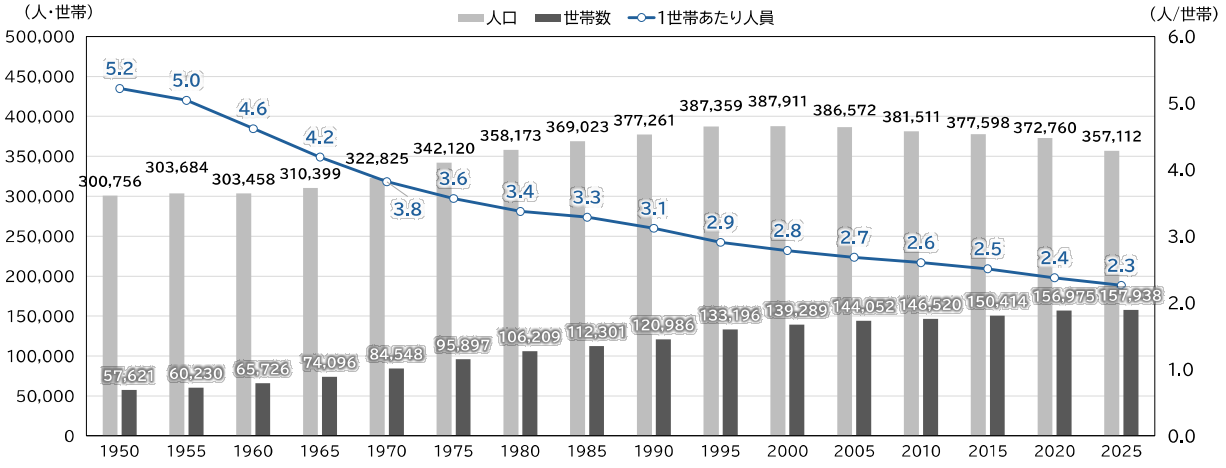
※1991～2020 年の 30 年間の平年値
出典：「国土数値情報　平年値メッシュ」（国土交通省）、「陰影起伏図」（国土地理院）を基に作成

図 2-5　年降水量の分布（平年値）

（3） 人口・世帯

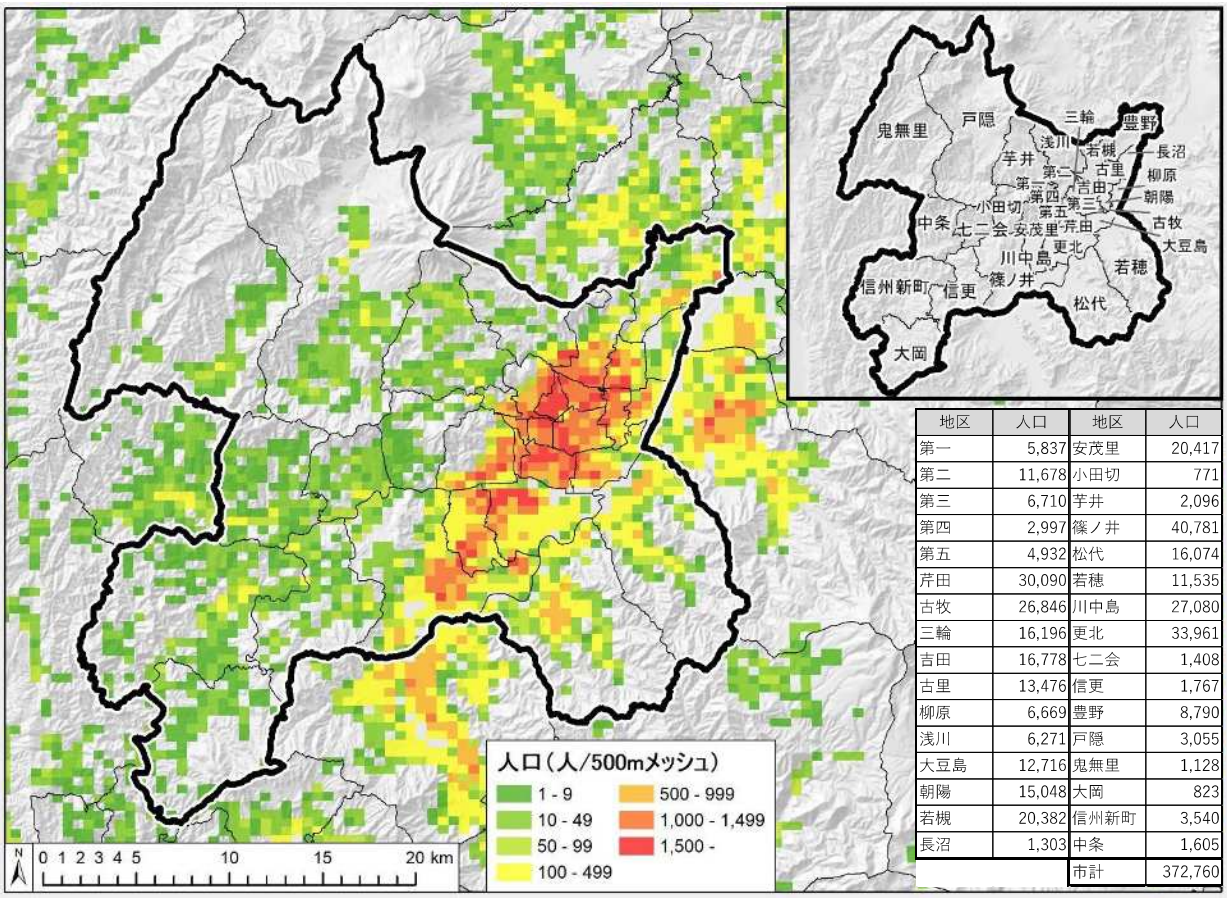
長野市の総人口は、2025（令和 7）年 10 月現在で 357,112 人であり、2005（平成 17）年以降は緩やかな減少傾向にあります（図 2-6 参照）。一方、世帯数は増加傾向にあるため、世帯あたり人員数は減少傾向にあります（図 2-6 参照）。

地域的な人口分布をみると、長野市中心部（第一～第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、朝陽、若槻、安茂里）のほか、更北や川中島、篠ノ井、松代で人口が多い特徴があります（図 2-7 参照）。



出典：「国勢調査」（総務省）を基に作成

図 2-6　長野市の人口・世帯数・1 世帯あたり人員の推移



地区	人口	地区	人口
第一	5,837	安茂里	20,417
第二	11,678	小田切	771
第三	6,710	芋井	2,096
第四	2,997	篠ノ井	40,781
第五	4,932	松代	16,074
芹田	30,090	若穂	11,535
古牧	26,846	川中島	27,080
三輪	16,196	更北	33,961
吉田	16,778	七二会	1,408
古里	13,476	信更	1,767
柳原	6,669	豊野	8,790
浅川	6,271	戸隠	3,055
大豆島	12,716	鬼無里	1,128
朝陽	15,048	大岡	823
若槻	20,382	信州新町	3,540
長沼	1,303	中条	1,605
		市計	372,760

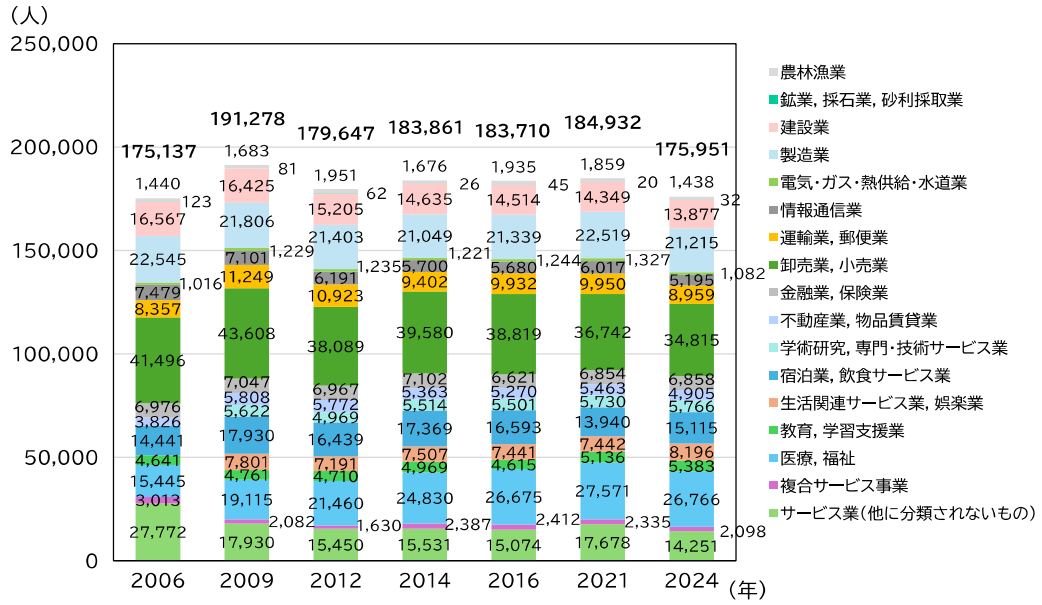
出典：「令和 2 年国勢調査」（総務省）、「令和 2 年国勢調査に関する地域メッシュ統計」（総務省）、「陰影起伏図」（国土地理院）を基に作成

図 2-7　長野市の 500m メッシュと地区別の人口分布（2020（令和 2）年）

（4） 産業

長野市の 2024（令和 6）年度の従業者数は産業全体で 175,951 人であり、概ね横ばいで推移しています（図 2-8 参照）。産業別にみると、第 1 次産業は減少傾向を示している一方、第 2 次産業と第 3 次産業は概ね横ばいで推移しています。

長野市の市内総生産は、リーマンショックがあった 2009～2010（平成 21～22）年にかけて減少しましたが、それ以降は緩やかな増加傾向にあります（図 2-9 参照）。産業別では第 3 次産業が約 8 割を占めています。



出典：「経済センサス活動調査」（総務省）を基に作成

図 2-8　産業大分類別従業者数の推移



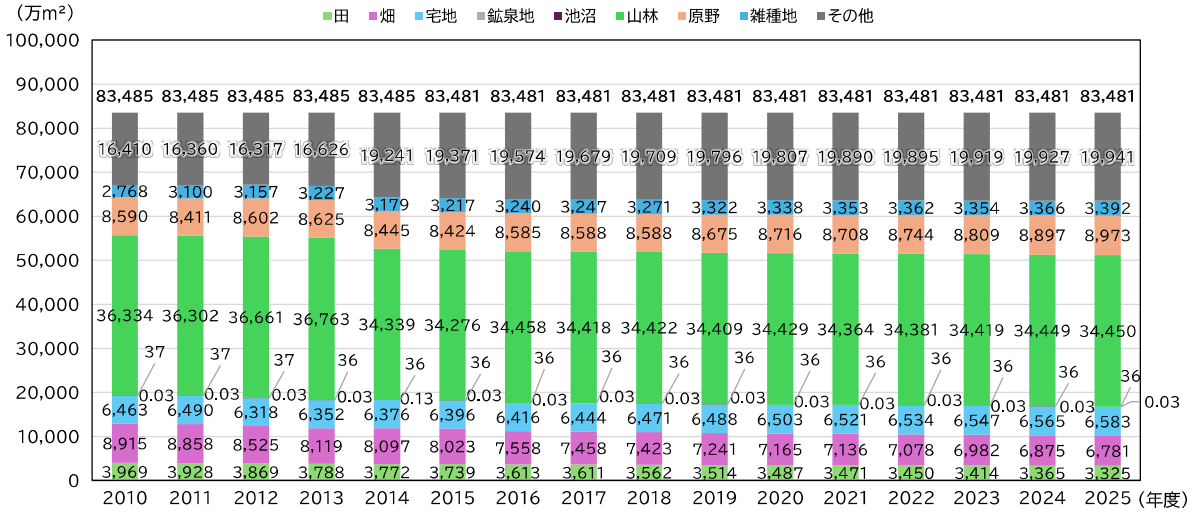
※遡及推計している年度については最新値を使用
出典：「市民所得推計」（長野市）を基に作成

図 2-9　市内総生産（名目）の推移

（5） 土地利用

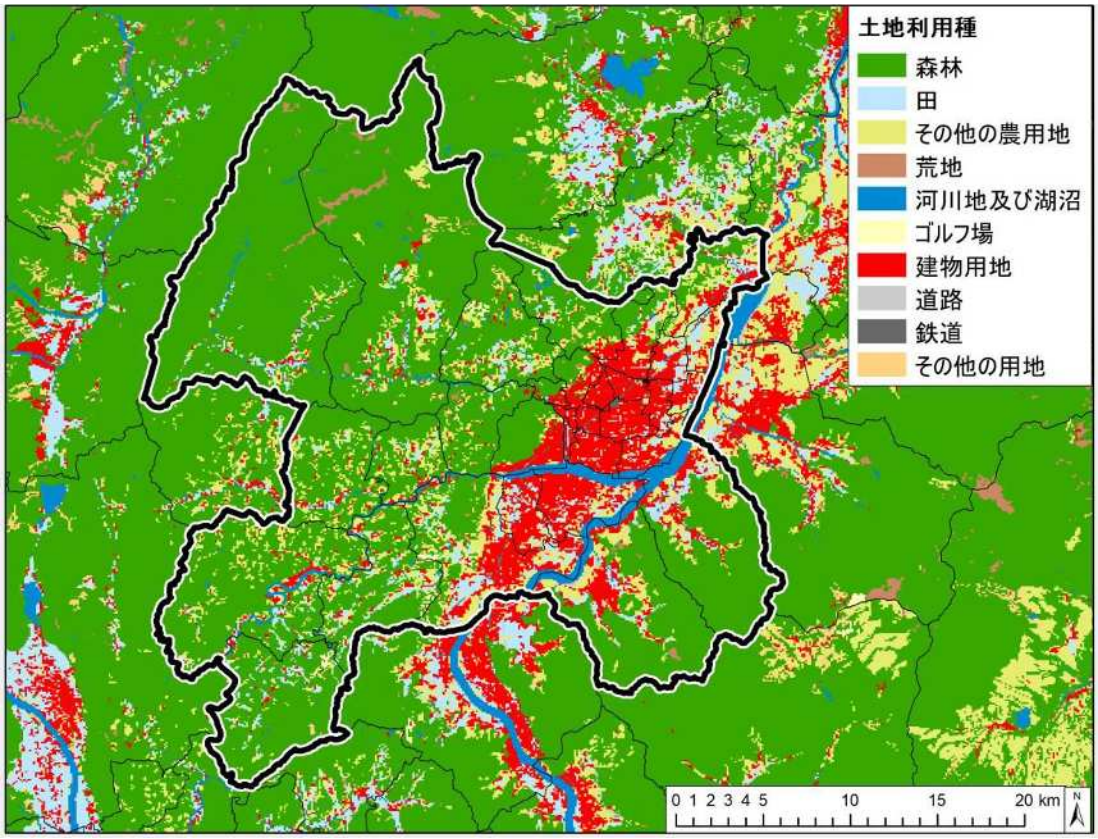
長野市の土地利用を地目別に見ると、田畑や山林の面積は減少傾向にあります（図 2-10 参照）。

市域の西側には森林を中心とした自然的土地利用が広がり、東側には建物用地が多く分布しています。また、中心市街地では田と建物用地が多く、千曲川沿いには田や農地が広がっています（図 2-11 参照）。



出典：「固定資産価格等概要調書」（長野市）を基に作成

図 2-10　土地利用の推移



出典：「国土数値情報　土地利用細分メッシュ」（国土交通省）を基に作成

図 2-11　土地利用分布

（6） 交通

長野市の道路交通網は、善光寺平に沿って南北方向に延びる国道 18 号・19 号の広域幹線軸と、東西方向の国道 406 号・403 号等の横断軸により構成されています。さらに、市内にはこれら幹線道路を補完する市道等の生活道路が張り巡らされており、市民の日常的な移動を支えています（図 2-12 参照）。

長野市の公共交通は、鉄道と路線バスが担っています。鉄道網は、JR 北陸新幹線・信越本線・篠ノ井線、しなの鉄道（しなの鉄道線・北しなの線）、長野電鉄が整備されており、広域の移動を担っています。路線バスとしては、アルピコ交通・長電バスによる民間路線バスや廃止路線代替バス、地域循環コミュニティバス、市営バスが運行されています。郊外においては、市営バスの一部と乗合タクシー、中山間地域乗合タクシーがデマンド運行しています。



出典：「長野市都市計画マスタープラン」（長野市）

図 2-12　長野市の広域道路網

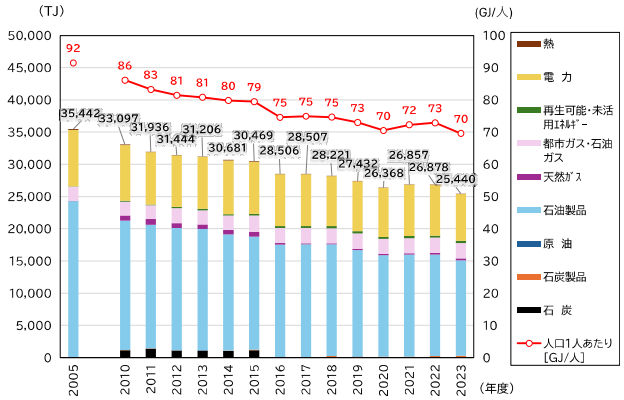
第2節　長野市の環境の現状と課題

（1） 脱炭素・エネルギー

①　長野市におけるエネルギー消費量の推移

- 長野市での 2023（令和 5）年度における最終エネルギー消費量は 25,440TJ となり、基準年度である 2005（平成 17）年度の 35,442TJ よりも約 28%減少しました。
- エネルギー種別の最終エネルギー消費量は、石油製品が最も多く、次いで電力、都市ガス・石油ガスの順となっています。
- 人口 1 人あたりの最終エネルギー消費量は、2005（平成 17）年度以降、減少傾向にあります。

⇒**エネルギー消費量は減少傾向にあるものの、自動車燃料や暖房用燃料として消費される石油製品（ガソリン、軽油、灯油、重油等）が多いため、運輸部門や業務その他部門、家庭部門での省エネルギー対策の継続・強化が必要です。**



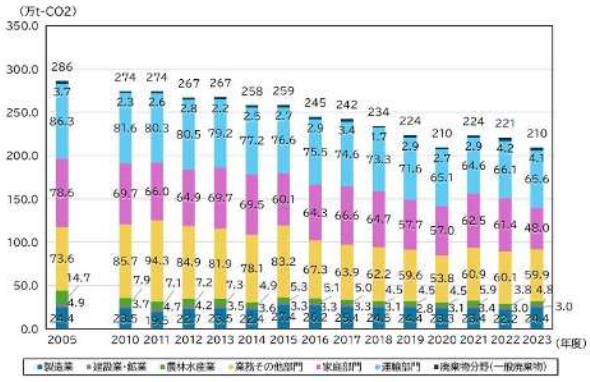
出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）、「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）、「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）を基に作成

図 2-13　長野市における最終エネルギー消費量の推移

②　長野市における温室効果ガス排出量の推移

- 長野市での 2023（令和 5）年度における温室効果ガス排出量は 210 万 t-CO_2 となり、基準年度である 2005（平成 17）年度の排出量 286 万 t-CO_2 よりも約 27%減少しました。
- 部門別温室効果ガス排出割合は、運輸部門が最も多く、次いで業務その他部門、家庭部門の順となっています。
- 基準年度と比較すると、運輸部門、業務その他部門、家庭部門は減少傾向、製造業はほぼ横ばいで推移しています。

⇒**温室効果ガス排出量が多い運輸部門や業務その他部門、家庭部門での対策の継続・強化が重要であり、前項の省エネルギー対策のほか、石油製品の低炭素化（バイオ燃料や EV 化等）や、エネルギー源の再エネ化の推進が必要です。**



出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）を基に作成

図 2-14　長野市における温室効果ガス排出量の推移

③　長野市における再生可能エネルギー導入状況

- 長野市での再生可能エネルギー（太陽光発電、水力発電、バイオマス発電）の導入量は 2025（令和 7）年度末時点で計 293MW であり、2012（平成 24）年度末の計 85MW の約 3 倍になりました（図 2-15 参照）。
  ※自家消費分などの非 FIT 電気は含まない数値
- 太陽光発電は、国の固定価格買取制度が始まった 2013（平成 25）年度以降の導入が増えています。
- 水力発電は、高度経済成長期に犀川や裾花川で開発され、近年は既設構造物を活用した小水力発電が開発されています。
- バイオマス発電は、未利用木質を活用した発電所や、一般廃棄物を混焼する施設（ながの環境エネルギーセンター）で導入されています。

⇒**太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入は進んだものの、脱炭素社会の実現に向けては、技術の進歩を活かした設置可能エリアの拡大など、一層の取組が必要です。その導入にあたっては、まちづくり、産業振興、災害時の電力供給など、地域に寄与する地域共生型の視点を重視し進めていくことが重要です。**



出典：FIT 制度･FIP 制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）、水力発電所データベース（(一社)電力土木技術協会）を基に作成

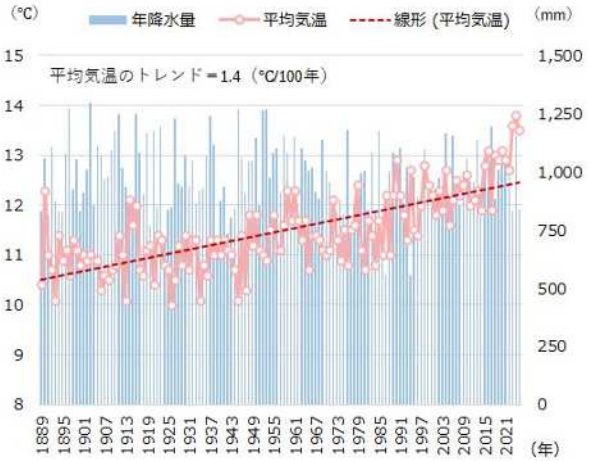
図 2-15　長野市における再生可能エネルギー導入量の推移

（2） 気候変動

①　長野市における気候変動の状況

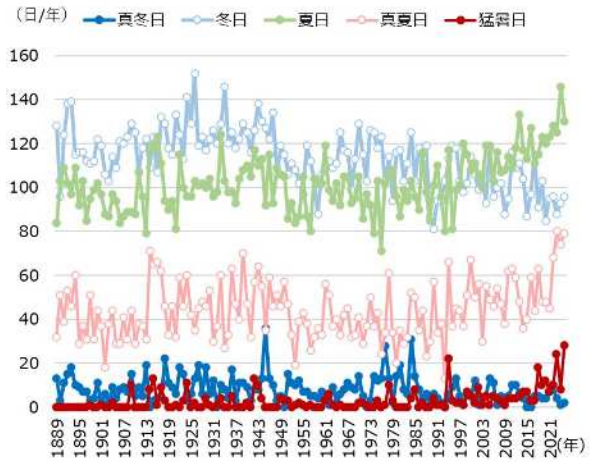
- 長野市の年平均気温は上昇傾向が見られ、100 年あたり 1.4℃上昇しています。（図 2-16 参照）。
- また、夏日･真夏日･猛暑日の日数は増加傾向、冬日･真冬日の日数は減少傾向が見られます（図 2-17 参照）。

⇒**気温上昇に備えた熱中症対策など気候変動に対する適応の取組を進めることが必要です。**



出典：長野気象観測所の気象観測データを基に作成

図 2-16　年間降水量及び日平均気温の推移



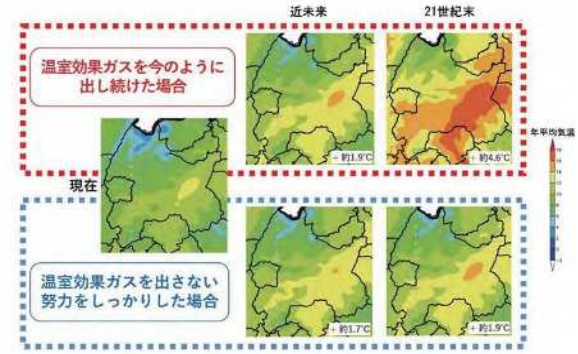
出典：長野気象観測所の気象観測データを基に作成

図 2-17　冬日、夏日等日数の推移

② 長野市において予測されている気候変動

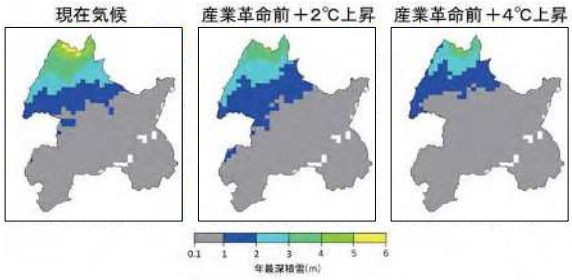
- 温室効果ガス排出量を今のように出し続けた場合の将来予測（排出シナリオ RCP8.5）では、現在の年平均気温と比較して、近未来（2031～2050 年）は約 1.9℃、21 世紀末（2081～2100 年）は約 4.6℃の気温上昇が予測されています（図 2-18 参照）。温室効果ガス排出量を出さないように努力することで、将来の気温上昇は抑えることが期待できますが、それでも 21 世紀末に約 1.9℃の気温上昇が予測されています（図 2-18 参照）。
- また、21 世紀末においては大雨の頻度は増加する一方で、降水の無い日も増加し、雨の降り方が極端になることや、気温の上昇に伴い年最深積雪の減少が予想されています（図 2-19 参照）。

⇒**温室効果ガスの排出を抑制する地球温暖化の緩和策を講じても、これまでに排出した温室効果ガスの影響により、今後も気候変動が進行することが予測されることから、気候変動適応策による備えが必要です。**



出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

図 2-18　長野市における年平均気温の将来予測



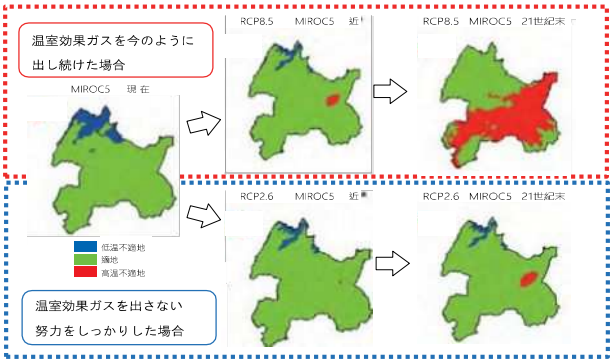
出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

図 2-19　長野市における最深積雪の将来予測

③ 長野市において危惧される気候変動による影響

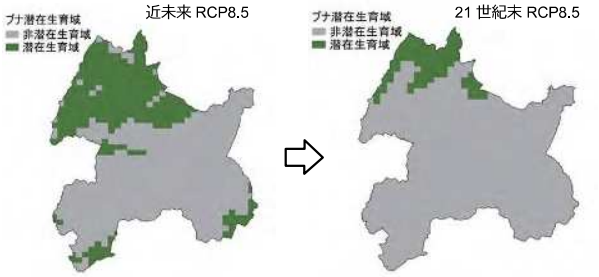
- 農林業では、高温化による栽培不適地化等による農作物（コメ、リンゴ、ブドウ等）への影響が懸念されます（図 2-20 参照）。
- 動植物においては、温暖化により生息･生育適地の移動や消滅が懸念されます。一方で、温暖化で生息･生育域が広がり、動植物の個体数増加等による生態系や人間生活への影響も懸念されます（図 2-21 参照）。
- 気温上昇による降水量の増加に伴い、洪水や斜面崩壊の発生確率の上昇が予測されています（図 2-22 参照）。
- 熱中症リスクが増加し、21 世紀末には約 2 倍～5 倍になると予測されています（図 2-23 参照）。また、デング熱などの感染症を媒介するヒトスジシマカの生息可能域は、気温の上昇に伴い広がると予測されています（図 2-24 参照）。
- 気温上昇による雪質の低下がスキー産業の集客数の減少につながると考えられます。

⇒**長野市においては、将来の気候変動による影響は農林業や生態系、災害や人の健康、観光業など多岐に及ぶ可能性があるため、気候変動適応策を幅広く講ずることが必要です。**



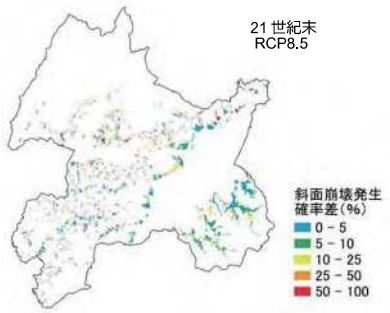
出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

図 2-20　リンゴの栽培適地予測分布図



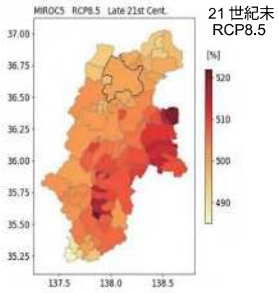
出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

図 2-21　ブナの潜在生育域の予測



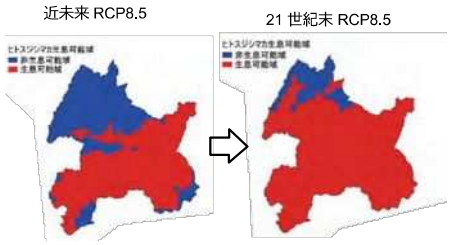
出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

図 2-22　現在と 21 世紀末における土砂災害警戒区域内での斜面崩壊発生確率の増加量



出典：「長野県の気候変動とその影響」（信州気候変動適応センター）

図 2-23　現在気候下を 100 とした時の将来気候下の長野県における熱中症リスク



出典：信州気候変動適応センター（「長野県の気候変動とその影響」改変）より提供

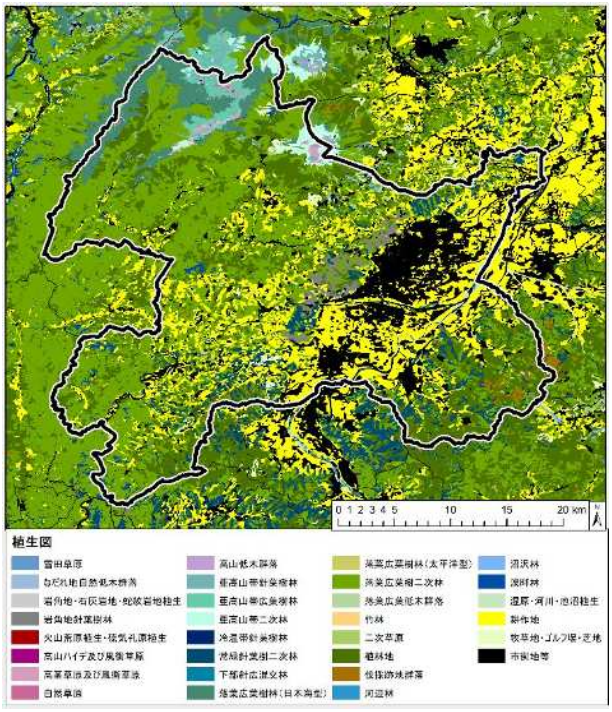
図 2-24　ヒトスジシマカの生息域の将来予測

（3） 自然環境

①　長野市における緑の現況

- 長野市は市域が広大であるため、地域ごとに異なる多様な自然環境を有しています。長野市の自然を地形的に大きく分けると「山岳地域」「里地・里山地域」「平地」の 3 つに区分することができます。
- 山岳地域では、稜線に高山性・亜高山性の植生が見られるほか、裾花川の上流域などではブナやミズナラなど自然度の高い落葉広葉樹林が見られます（図 2-25 参照）。
- 里地・里山地域では、人手の入った二次林が広く分布し、そこに水田や畑地、草地、集落などが入り組んで分布しています（図 2-25 参照）。
- 平地は主に市街地や耕作地ですが、公園等の緑や街路樹、千曲川の河畔植生なども見られます（図 2-25 参照）。

⇒**「山岳地域」では自然度の高いエリアの保全、「里地・里山地域」では人手の入った二次的自然環境の維持・創出、「平地」では公園等の緑や街路樹の新たな創出や質の向上といった、地域に応じた対策が必要です。**



出典：「現存植生図 2024」（環境省）を基に作成

図 2-25　現存植生図

② 長野市において確認されている動植物

- 「大切にしたい長野市の自然　改訂版」（2013（平成 25）年 3 月刊行）では、哺乳類 16 種、鳥類 68 種、爬虫類・両生類 17 種、魚類 20 種、昆虫類 86 種、クモ類 5 種、甲殻類・貝類・渦虫類 27 種、植物 99 種を選出しています。
- 文化財保護法や種の保存法で指定されている希少動植物として、ニホンカモシカやヤマネ、イヌワシ、クマタカ、シナイモツゴ、ゴマシジミなどが市内で確認されています。
- 自然環境保全推進委員制度を活用し、４種の希少生物（モリアオガエル、ゴマシジミ、カタイノデ、ウマノスズクサ）について、継続的な調査を実施しています。（図 2-26 参照）

⇒**希少動植物の保護回復対策の継続・強化を図るほか、様々な種が生息・生育できる環境の維持・創出もネイチャーポジティブの実現のために必要です。**



モリアオガエル



ゴマシジミ



カタイノデ



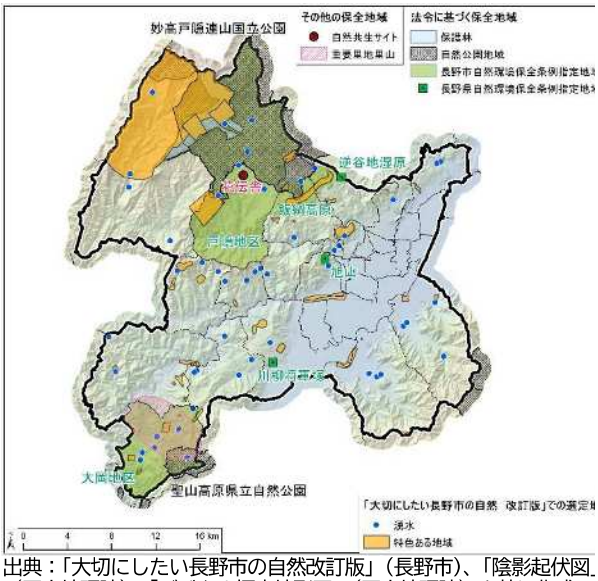
ウマノスズクサ

図 2-26　長野市内で確認されている希少動植物

③ 長野市における自然環境保全状況

- 長野市内では、自然公園として妙高戸隠連山国立公園と聖山高原県立自然公園が指定されているほか、県条例・市条例による自然環境保全地域等が 6 箇所あります（図 2-27 参照）。
- その他、民間事業者により生物多様性の保全が図られている区域として「Workcation Place 花伝舎」が自然共生サイトに認定されています。
- 大岡地区では「アルプスを望む雲上の棚田の里」として、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に選定されています。

⇒**長野市の魅力ある自然環境の保全を継続するほか、里地里山など人の手で維持される自然環境を末永く維持・創出していくため、民間の力を呼び込む形で推進していくことが必要です。**



出典：「大切にしたい長野市の自然改訂版」（長野市）、「陰影起伏図」（国土地理院）、「デジタル標高地形図」（国土地理院）を基に作成

図 2-27　長野市の特徴的な自然と保全状況

④　長野市における鳥獣被害

- 長野市内では、カラスやニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン等の鳥獣による農林水産物への被害が発生しており、近年は増加傾向にあります。
- 農林水産業への鳥獣被害は果樹のほか野菜や林業など広く及び、2022（令和 4）年度の被害金額は 7 百万円弱に及びました（表 2-1 参照）。
- 特に中山間地域を中心に農林水産業への被害が発生しており、総合的な鳥獣被害対策が必要です。

⇒**鳥獣被害軽減のための防御、駆除・個体数調整のほか、鳥獣を引き寄せない環境整備といった対策が必要です。**

表 2-1　長野市の鳥獣被害状況（2022 年度）

被害面積 (ha)

鳥獣の種類	農業							林業	水産業	計
	水稲	芋類	豆類	雑穀	果樹	野菜	飼料作物			
カラス	–	–	–	–	138.9	2.3	–	–	–	141.2
イノシシ	4.0	12.3	1.8	1.1	43.4	15.8	0.1	–	–	78.4
ニホンザル	0.1	0.3	2.5	0.0	18.2	5.1	0.0	–	–	26.2
ニホンジカ	1.2	–	4.8	2.1	80.8	12.8	0.1	23.2	–	124.9
ハクビシン	–	–	–	0.1	49.6	7.7	–	–	–	56.7
タヌキ	–	–	–	–	3.5	10.6	–	–	–	14.1
アナグマ	–	–	–	–	2.4	2.1	–	–	–	4.4
ツキノワグマ	–	–	–	–	57.5	15.5	–	0.4	–	73.4
カワウ	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
計	5.3	12.6	9.1	3.3	394.1	71.9	0.2	23.6	–	519.3

被害金額(千円)

鳥獣の種類	農業							林業	水産業	計
	水稲	芋類	豆類	雑穀	果樹	野菜	飼料作物			
カラス	–	–	–	–	16,094	185	–	–	–	16,279
イノシシ	3,515	1,983	169	275	2,448	1,700	4	–	–	10,094
ニホンザル	79	180	667	0	2,306	1,691	0	–	–	4,923
ニホンジカ	1,594	–	1,575	479	8,624	957	1	7,897	–	21,136
ハクビシン	–	–	–	15	5,114	1,212	–	–	–	6,341
タヌキ	–	–	–	–	480	1,306	–	–	–	1,786
アナグマ	–	–	–	–	574	333	–	–	–	907
ツキノワグマ	–	–	–	–	1,262	560	–	900	–	2,722
カワウ	–	–	–	–	–	–	–	–	3,141	3,141
計	5,188	2,163	2,411	769	36,902	7,944	5	8,797	3,141	67,329

出典：「長野市鳥獣被害防止計画」（長野市）を基に作成

（4） 生活環境

①　長野市の歴史まちなみ景観

- 長野市では、周辺の山地と一体となった景観形成の必要性の観点から、全域を景観計画区域としています。
- 「長野市景観計画」では、歴史的・文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られた地区などを「特色ある景観形成を特に推進する地区」として良好な景観の保全に努めています（図 2-28 参照）。
- また、善光寺周辺地区の一部と松代地区の一部を「景観計画推進地区」として指定し、地区別の景観形成基準などを定めています。

⇒**他都市にはない「長野市らしさ」である長野市の自然・歴史文化・都市的な要素が調和した地域の景観を維持・向上していくため、市民・事業者・行政の協働により取り組んでいくことが必要です。**



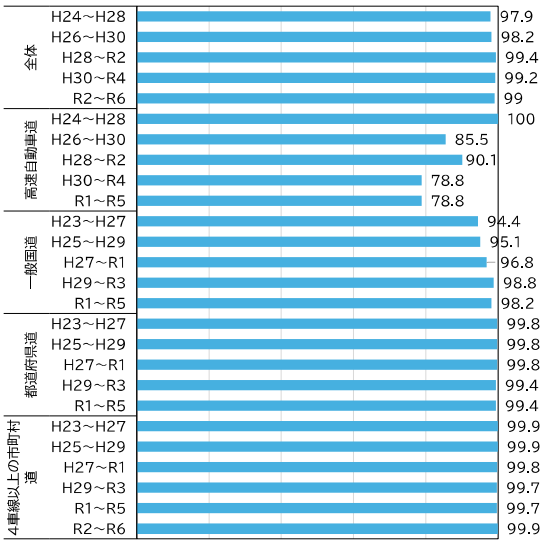
出典：「長野市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」（長野市）

図 2-28　長野市の歴史まちなみ景観

② 長野市における環境基準の達成状況

- 大気汚染の環境基準は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM2.5）については全ての測定局で環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダントについては、春季から夏季にかけて基準値を超えることがあります。
- 水質汚濁の環境基準は、中小河川の定点 13 地点では、公共下水道等の整備・普及が進んでいることから、水質は横ばいまたは改善傾向を示しています。湖沼については、閉鎖性水域のため COD など水質の悪化が見られる湖沼があります。地下水については、概況調査では環境基準超過は確認されなかった一方で、継続監視地点においては一部項目で環境基準の超過が確認されています。
- 中小河川の水生生物調査では、2010（平成 22）年度以降、水質の改善傾向が確認されています。
- ダイオキシン類は、近年は大気・水質・底質・土壌のすべての調査地点で環境基準を達成しています。
- 交通騒音について、全体的に 2016（平成 28）年度以降の環境基準達成率が 99%以上となっており、良好な状況にあります。一方で、高速自動車道沿道における環境基準達成率は 2018（平成 30）年度以降 78.8%となっており、環境基準を超過している箇所が一定程度存在しています（図 2-29 参照）。
- 新幹線鉄道騒音・振動調査では、近年、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の超過が確認されています（表 2-2 参照）。なお、振動に関しては、全ての地点で指針値を達成しています。

⇒**<u>生活環境への対策を継続しつつ、環境基準の超過が見られる高速自動車道沿道や新幹線沿線における騒音対策の強化が必要です。</u>**



出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

図 2-29　交通騒音の調査結果の推移

表 2-2　新幹線鉄道騒音・振動調査結果の推移

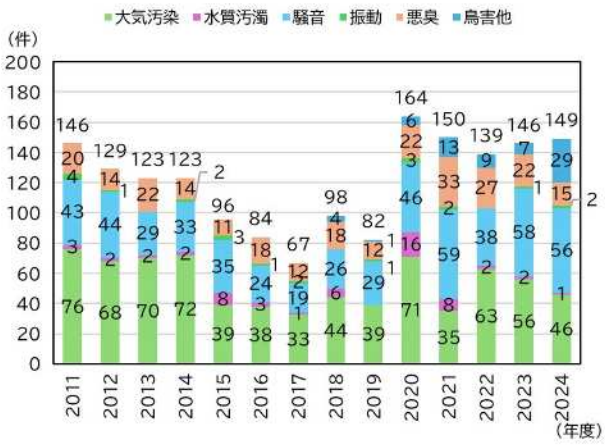
調査年度			2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
調査箇所数			6	6	6	6	4	3	3	3	6
基準超過の箇所数	騒音	25m	1	1	1	1	1	1	3	2	5
		50m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	振動	25m	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

③　長野市における環境関連の苦情発生状況

- 長野市における環境に関する苦情は、日常生活に影響がある騒音や悪臭などの生活型の苦情が多く寄せられています。
- 2024（令和 6）年度の公害に関する苦情の受付件数は 149 件で、これら苦情を典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に分類すると、騒音が約 38%を占め、以下、大気汚染、悪臭と続き、2021（令和 3）年度以降、騒音の苦情が最大となっています（図 2-30 参照）。

⇒**生活環境への対策を継続しつつ、近年増加傾向にある騒音対策の強化が必要です。**



出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

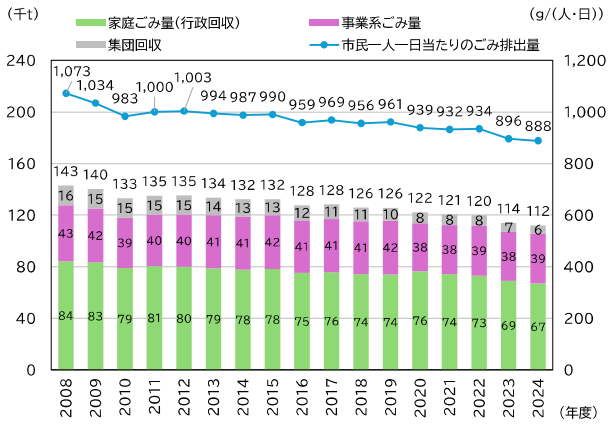
図 2-30　環境に関する苦情件数の推移

（5） 資源循環

①　長野市における一般廃棄物の発生・処理・処分の状況

- ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、2008（平成 20）年度以降減少傾向にあります。
- 家庭ごみ量は、2009（平成 21）年 10 月に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により減少傾向にあります。
- 事業系ごみ量は、新型コロナウイルスの影響もあり 2020（令和 2）年度に著しく減少し、以降ほぼ横ばい状況が続いています。経済活動指標の動きと比較すると、コロナ禍前の経済状況と同等程度に回復していますが、ごみの排出量は抑えられています。

⇒**ごみの発生抑制は計画的に進んでおり、対策を継続していくことが必要です。**



出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

図 2-31　ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量の推移

② 長野市におけるリサイクル取組状況

- 長野市のリサイクル率は、2024（令和6）年度で 26.3%です。全国平均値が公表されている 2023（令和 5）年度では 26.9%であり、全国平均（19.5%）を上回る水準です（図 2-32 参照）。
- 定期収集以外に紙・缶・ビン・ペットボトルの排出機会を増やすために、毎週日曜日に、スーパーマーケット等の 18 か所で、週ごとに定められた箇所の駐車場に置いた収集車両においてこれらの資源物の回収をする「サンデーリサイクル」を 1995（平成7）年 8 月から行っています。

⇒**リサイクルの取組は計画的に進んでおり、対策を継続していくことが必要です。また、サーキュラーエコノミー（循環経済）*への移行を促進するため、リサイクルの仕組みを充実させることが必要です。**



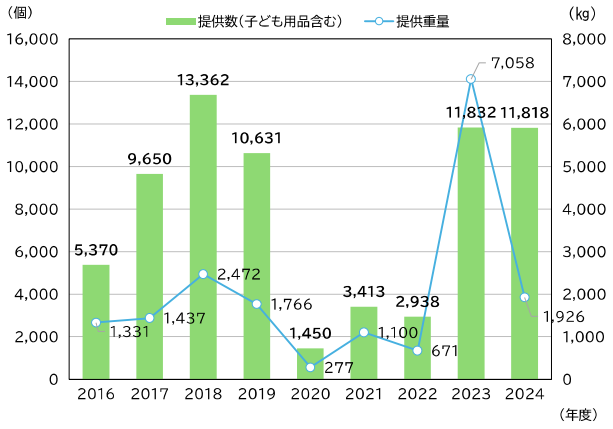
出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

図 2-32　リサイクル率の推移

③ 長野市における食品ロス

- 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、重量比で 36.4%であり、その約 5 分の 1 に当たる 8.5%を食品ロスが占めています。
- 長野市では、家庭や事業所で余っている未使用食品を回収し、福祉団体や子ども食堂、生活困窮者支援団体等に提供する取組であり、食品ロスの削減と地域福祉の向上を同時に推進する活動である「フードドライブ」に対し、関係機関と積極的に連携しています。
- フードドライブによる提供数は、コロナ禍の影響があった 2020～2022（令和 2～4）年度に一時的に減少したものの、2023（令和5）年度以降はコロナ禍前と同程度となり、市民や事業者による食品ロス削減への参加が継続的に取り組まれています（図 2-33 参照）。一方で、提供重量は年度ごとの変動が大きく、提供品目の違いが影響していると考えられます。

⇒**食品ロスを発生させないための普及啓発やフードドライブ等との連携を引き続き実施していくことが必要です。**



出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

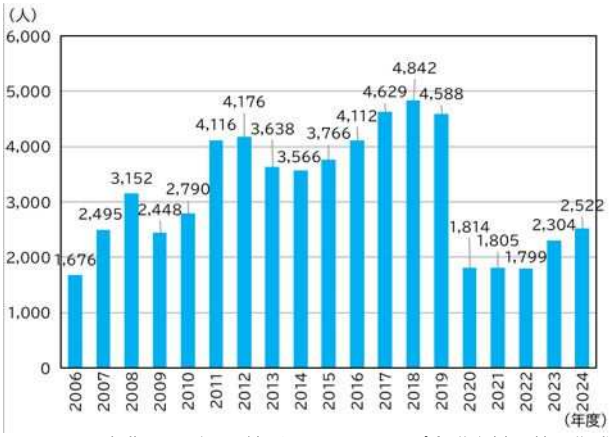
図 2-33　フードドライブの取組状況

（6） 環境学習、連携

①　ながの環境パートナーシップ会議の状況

- ながの環境パートナーシップ会議は、市民、事業者、行政が連携し、「アジェンダ 21 ながの－環境行動計画－」の推進に向け、環境保全活動に取り組む組織です。
- 各プロジェクトチームによる環境保全活動や環境学習会の実施により、市民の環境意識の向上を図っています。
- 環境活動への参画者数は、2019（令和元）年度までは概ね増加傾向にあったものの、コロナ禍の影響を受けて大幅に減少しました。2023（令和 5）年度以降は回復に転じ、2024（令和 6）年度は 2,522 人となっています（図 2-34 参照）。依然としてコロナ禍前の水準には至っていないものの、市民や事業者等による参画が徐々に戻りつつあります。

⇒**高齢化が進む活動組織の担い手確保と活動基盤強化のため、対象（市民・事業者・世代別等）に応じた情報発信や、子ども・若者の参画を促す学習機会の創出が必要です。**



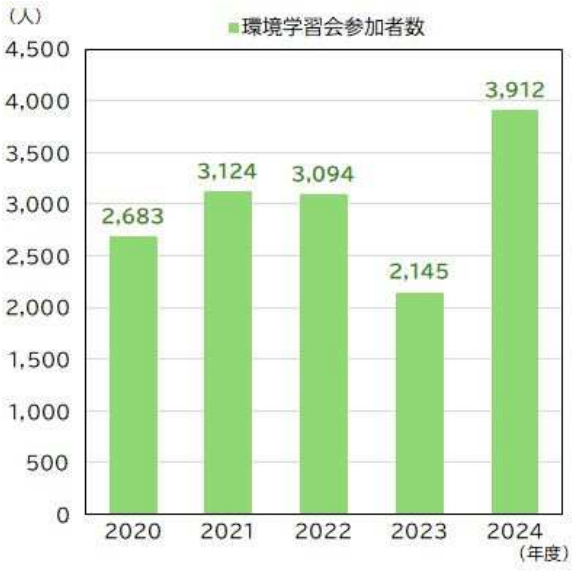
出典：ながの環境パートナーシップ会議資料を基に作成

図 2-34　ながの環境パートナーシップ会議の活動への参画者の推移

②　長野市における環境学習の状況

- 長野市では、「長野市環境教育･環境学習推進プログラム」に基づき、教育機関や環境保全団体、ボランティア団体等と協働で、家庭･学校･職場･地域等のあらゆる場での環境教育･環境学習に取り組んでいます。
- 小中学生とその保護者を対象とした体験型環境学習会や、環境に関する公民館講座では、その参加者数は近年増加傾向にあります（図 2-35 参照）。
- 一部の学習会では定員を上回る参加申し込みがありますが、受け入れ可能な人数には限りがあり、参加機会を十分に提供できていない状況が見られます。

⇒**活動体制の拡充と持続性確保を図るため、若い世代の学びと成長にもつながる参画機会を創出するとともに、多様な人材が関与・参入しやすい協力体制の整備を進める必要があります。**



出典：「長野市環境白書」（長野市）を基に作成

図 2-35　長野市における環境学習会の参加者数の経年変化

③　スマートシティ NAGANO の取組状況

- スマートシティ NAGANO は、デジタルによる変革によって、「脱炭素で防災力の高い強靭的なまち（ストロング・シティ）」、「誰もが安全・安心・快適に移動できるまち（シームレス・シティ）」、「上質なライフスタイルを体現できるまち（スタイリッシュ・シティ）」を3Sシティ戦略として実現を目指す構想です。
- 2022（令和4）年4月策定のスマートシティ NAGANO 計画では『2030 年、サーキュラーシティ、NAGANO になる』をビジョンに、5 つの重点テーマ（防災減災×ゼロカーボン×モビリティ×フードテック×ヘルステック）を設定しています（図 2-36 参照）。
- スマートシティ NAGANO の推進主体として、2021（令和 3）年 10 月に NAGANO スマートシティコミッション（略称：NASC）を設立し、これまで実証事業への補助事業や、WG活動、イベント開催等の取組・成果を上げてきました（図 2-37 参照）。

⇒**NASC プラットフォームを生かし、検証・見直しを図りながら、分野横断的推進体制の推進強化をしていくことが必要です。**

経緯	2021（令和 3）年 2 月「スマートシティ NAGANO 宣言」表明 2022（令和 4）年 4 月「スマートシティ NAGANO 基本計画」策定
計画期間	2022（令和 4）年度～2026（令和 8）年度 の 5 年間
ﾋﾞｼﾞｮﾝ	2030年、サーキュラーシティ、NAGANOになる ～4つの循環がつながる好循環で新産業を創造し「世界一、スローとデジタルの共生したライフスタイル」を実現する～
重点ﾃｰﾏ	防災・減災 ✕ ゼロカーボン ✕ モビリティ ✕ フードテック ✕ ヘルステック
ﾛｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ	STEP1 2021~2022（令和 3~4）年度 ビジョン・基本計画の策定 STEP2 2023~2024（令和 5~6）年度 実証プロジェクトの本格化 STEP3 2025~2026（令和 7~8）実証プロジェクトの社会実装 STEP4 2027（令和 9）年度～ 新産業創造に向けたプロジェクトの継続的な推進

出典：「スマートシティ NAGANO 基本計画」（長野市）を基に作成

図 2-36 スマートシティ NAGANO 基本計画の概要

組織概要	スマートシティ NAGANO の推進主体として、長野市、長野商工会議所、信州大学工学部及び株式会社八十二銀行の代表者を発起人として、産学官金の連携の下、2021（令和 3）年 10 月に設立
会員状況	会員：239 団体（企業・団体 214/学術機関 5/官公庁等 6/金融機関 14） ※長野市内 159 団体／長野市外 80 団体　[2025 年 12 月時点] ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ：総務省信越総合通信局、経済産業省関東経済産業局、長野県
主な取組	・実証事業：新産業創出に向けたビジネスモデルの磨き上げと実地検証 ・ワーキンググループ：オープンイノベーションによる事業開発と企業間ネットワーク構築支援 ・各種イベント：スマートシティや新産業創出に向けた取組の機運醸成を図るイベントを開催
取組成果	・創出された実証事業数：7 ⇒今後、社会実装が期待できるプロジェクトが立ち上がり始めている。 ・WGで検討された事業数：31 ⇒WGや実証事業を契機にｱﾗｲｱﾝｽが進み、プロジェクトが継続している。 ・共創の場への参加者数：719 ⇒企業間のネットワークが構築されてきている。

出典：令和７年度 第２回 長野市商工振興・雇用促進審議会資料等を基に作成

図 2-37　NASC の概要と取組成果

④　長野市における広域連携の状況

- 長野市と周辺 8 市町村（須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）で構成される長野地域連携中枢都市圏では、圏域の活性化と発展のために連携して各種事業を戦略的に実施しています。
- また、長野市はSDGs未来都市及びバイオマス産業都市として、森林資源や未利用バイオマスの活用による地域循環共生圏の形成を推進しています（図 2-38 参照）。
- これらの取組は長野圏域全体を視野に入れた広域的な連携のもとで進められており、地域資源を活用した脱炭素化や地域経済の活性化が期待されています。

⇒**既存プロジェクトの検証・見直しを図りながら、長野地域連携中枢都市圏の中枢として牽引していくことが必要です。**



出典：「長野市バイオマス産業都市構想」（長野市）

図 2-38　長野地域連携中枢都市圏の対象範囲

第3節　市民・事業者の環境意識（アンケート調査）

（1） アンケート調査の実施概要

計画の改定に当たり、市民・事業者の環境意識や市の環境施策に対する意見を調査するため、市民2,000 人、事業所 500 社を対象にアンケート調査を実施しました。

表 2-3　第四次長野市環境基本計画策定に係るアンケートの実施概要

	市民	事業者
対象	長野市内の市民 2,000 人	長野市内の事業所 500 社
回収率	43.8%（876/2,000）	30.8%（154/500）
実施期間	2025（令和 7）年 10 月 22 日（水）～2025（令和 7）年 11 月 10 日（月）	
発送/回収方法	調査票の郵送/郵送回収・web 回答	

（2） アンケート調査結果の概要

調査結果からは、長野市の環境に対する満足度は全般的に高い一方、脱炭素化や自然との共生、公共交通などの分野には課題が見られました。また、市民生活との関わりを実感しやすい環境課題への対応や、家庭で実践しやすい取組への支援、行政・事業者による自然環境への配慮などが期待されています。これらの結果を踏まえ、市民の満足度やウェルビーイングの維持・向上につながる環境施策を推進していく必要があります。

①　長野市の環境に対する満足度

- 10 項目の環境分野について満足度を把握したところ、「満足」「ほぼ満足」と回答した割合は、すべての項目で 7 割を上回りました。
- 長期的な傾向を把握している 9 項目の推移を見ると（図 2-39 参照）、「空気のさわやかさ」は継続して高い満足度を維持しています。また、「川などの水のきれいさ」は、長期的に大きく向上しており、すべての項目について前回（2020（令和 2）年度）よりも向上しました。

⇒環境に対する満足度を継続的に把握し、その変化を環境施策の評価や見直しに反映しながら、良好な環境の維持を図ることが必要です。

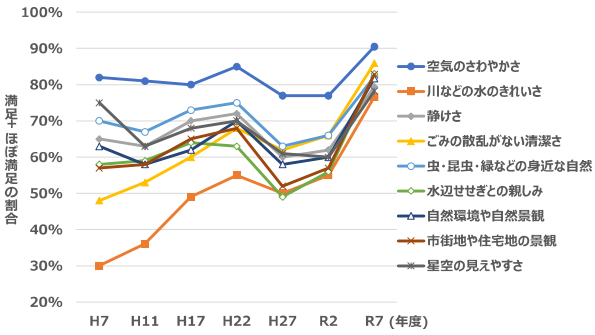


図 2-39　環境に対する満足度の経年変化

②　環境面での幸福度（Well-Being）

- 7 項目の環境分野について、幸福度を把握したところ、「とても幸福である」「それなりに幸福である」と回答した割合は、6 項目で 5 割を上回りました（図 2-40 参照）。
- 項目別にみると「都市の脱炭素化」や「自然と共生する地域活動」では幸福度が比較的低く、「公共交通ネットワーク」では「あまり幸福ではない」「幸福ではない」と回答した割合が多くなりました。

⇒幸福度を実感できるよう、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の維持・向上を意識して環境施策を推進することが必要です。

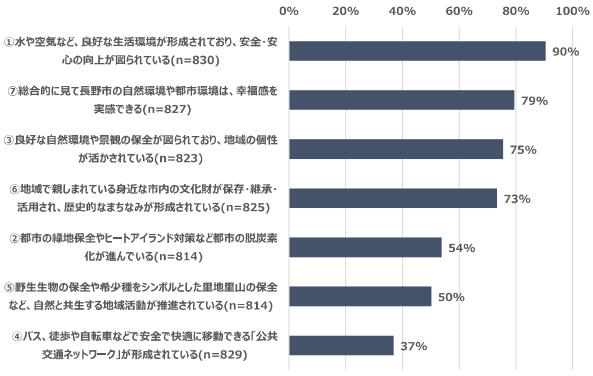


図 2-40　環境面での幸福度（Well-Being）

③　環境面での幸福度をあげるために重要だと考える項目

- 11 項目の取組について、長野市の環境全体の満足度や幸福度をあげるために、重要だと考える項目を把握したところ、「地球温暖化対策（適応策を含む）」「ごみのポイ捨て・不法投棄対策」「森林・里山・農地の保全・利活用」の選択数が比較的多くなりました。
- 一方、「環境教育・環境学習」「生物多様性の保全」「環境保全活動の促進」などは、選択数が比較的少ない項目でした。生活との関わりを実感しやすい環境課題への対応が重視されていると考えられます。

⇒取組の基盤となる環境教育・環境学習や、市民・事業者による環境保全活動への参加を促進していくことが必要です。

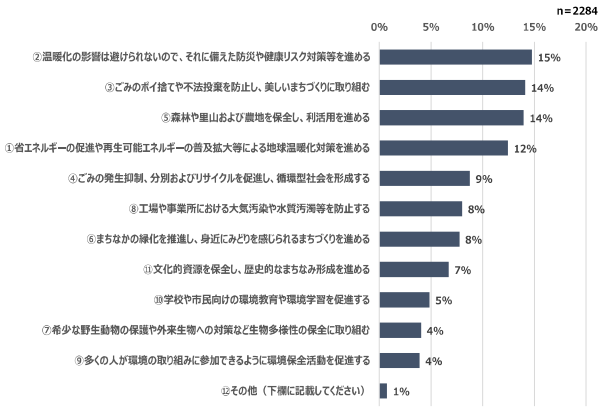


図 2-41　環境面での幸福度をあげるために重要だと考える項目

④　地球温暖化対策として市に期待する取組

- 10 項目の取組について、地球温暖化対策のために市が行うべき内容を把握したところ、「省エネルギー機器や再生可能エネルギー・蓄電池の補助支援」の選択数が比較的多くなりました。
- 家庭で導入・実践しやすい取組への支援に加え、森林による CO_2吸収量の確保や、環境負荷の少ない移動手段の充実が期待されていると推察されます。

⇒実践しやすい取組を支援するとともに、公共交通などの利便性向上を図り、脱炭素化と快適で暮らしやすい生活環境の両立につながる施策を推進することが必要です。

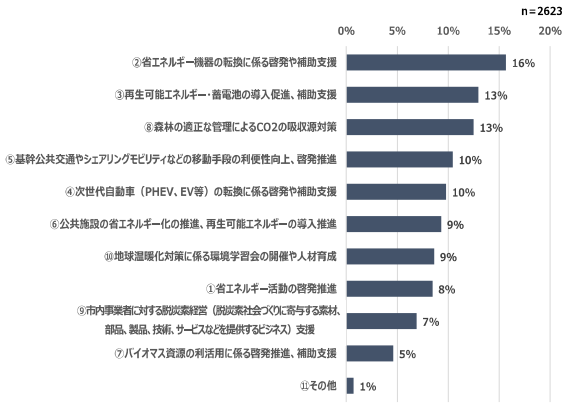


図 2-42　地球温暖化対策として市に期待する取組

⑤　自然環境・生物多様性の保全対策として市に期待する取組

- 9 項目の取組について、自然環境・生物多様性の保全のために市が行うべき内容を把握したところ、「公共事業における自然環境の保全」を選択する数が比較的多くなりました。
- 公共事業や民間事業における自然環境への配慮に加え、外来種への対策、里地里山などの身近な自然環境の保全、継続的な調査による自然環境の変化の把握が期待されています。

⇒自然環境に関する継続的な調査に基づいて地域の現状や変化を把握し、公共事業や民間事業における環境配慮、外来種対策、里地里山の保全などを総合的に推進することが必要です。

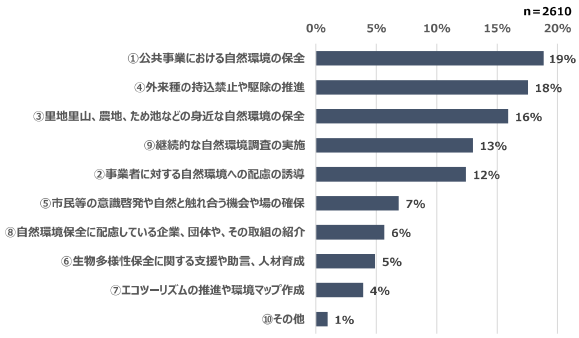


図 2-43　自然環境・生物多様性の保全対策として市に期待する取組

第3章　本計画の目指すもの

第1節　ウェルビーイングの実現

本計画の上位計画である第六次長野市総合計画においては、ウェルビーイングの実現を目標としています。第六次長野市総合計画の環境分野の個別計画である本計画では、以下の観点を踏まえながら、環境分野でのウェルビーイングの実現に資する長野市の望ましい環境像を「環境未来コンセプト」と名付け、この実現に向けた施策を展開することとしました。

観点１　良好な環境を未来に引き継ぐ

・有限な環境資源を適切に管理し次世代に引き継ぐことで、長期的な経済活動の基盤を維持し、持続可能な発展の実現を目指します。
・脱炭素社会の構築、生物多様性の維持、気候変動への対応など、現在の世代が環境保全に努めることで、未来の世代が豊かな自然と調和した生活を送る社会の構築を目指します。

観点２　安全・安心で快適なまちづくりを進める

・安全で安心な社会は、市民の健康や幸福を追求し、持続可能な社会を実現するために不可欠です。
・大気の質や川や湖の水質の改善、災害対策の強化などにより、住民が安心して暮らせる環境を提供することは、行政の重要な責務です。
・環境保全と都市の発展を調和させることで、未来の世代に豊かな生活環境を引き継ぐことが可能になります。

観点３　協働と連携による環境施策を推進する

・複雑かつ多様化している環境問題の解決には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組む必要があります。
・様々な主体が政策の推進プロセスに参加することで、環境保全への理解が深まり、自発的な行動変容（エコアクション）につながります。

ウェルビーイングとは

- ウェルビーイング（Well-being）とは、身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあることを意味します。身体的な健康はもちろんのこと、精神的な充実、人とのつながり、生きがいや達成感など、多角的な側面からの幸福感や満足度を含む概念で、世界保健機関（WHO）憲章における「健康（Health）」の概念にも通ずるものです。
- 2024（令和 6）年 5 月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境政策の最上位の目標として位置付けられており、社会・経済の基盤である自然資本（環境）の維持・回復・充実により、市場的価値（賃金、GDP、金融資産等）と非市場的価値（健康、快適さ、主観的幸福感等）の双方を引き上げながら目指す姿としています。
- 豊かな自然やきれいな水、空気への市民の満足度が高い長野市は、現状でもウェルビーイングに優れていると言えますが、開発と自然共生の両立、交通騒音、気候変動防止といった課題があります。これらの課題を解決しながら、優れた自然資本を活かして、より良いウェルビーイングの実現を目指していくことが、本計画の目的です。



出典：令和６年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）を基に作成

第2節　環境未来コンセプト

本計画で定める環境未来コンセプトは、「2050　カーボンニュートラルの実現」、「ネイチャーポジティブの実現」、「サーキュラーエコノミーの実現」の３つとします。

これら３つの環境未来コンセプトは、私たちの活動が自然環境に与える影響を最小限に抑えつつ、未来に向けて持続可能な社会を構築するための施策の幹となるもので、本計画期間の更に先を見据えた本市の環境のあるべき姿を示したものでもあります。

本計画では、この未来コンセプトの実現に向け、計画期間内にすべきことと目標を定めました。

【2050 カーボンニュートラルの実現】
持続可能な未来の実現に向け、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す。



【ネイチャーポジティブの実現】
人間の活動による自然や生物多様性の減少を食い止め、回復を目指す。



【サーキュラーエコノミーの実現】
資源を効率的に利用し、環境と経済が調和する持続可能な社会の構築を目指す。



（1） 2050 カーボンニュートラルの実現

①　カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガス排出量から、植林や森林管理などによる吸収量・除去量を差し引き、合計を実質的にゼロにすることをいいます。

②　何が問題なのか

温室効果ガスの排出がこのまま続くと、世界の平均気温は上昇を続け、地球の生態系や人間社会の基盤に対して不可逆的で深刻なダメージをもたらすことになります。

気候変動の影響はすでに世界各地で現れており、気象災害の激甚化・頻発、食料危機と水不足、生態系の破壊、海面上昇などといった影響がさらに深刻化することが危惧されています。

③　長野市ではどうなのか

長野市では、温室効果ガスの排出量は減少傾向にありますが、2050 年までのカーボンニュートラル達成に向けては、さらなる取組が求められる状況にあります。温室効果ガスの排出がこのまま続くと、21 世紀末には大幅な気温上昇になると予測されており、農林業や森林・里山の生態系、災害や人の健康、観光業など影響が多岐に及ぶ可能性があります。

長野市が目指す“2050 カーボンニュートラル”の姿

- 地域と共生する形で再生可能エネルギーが最大限導入され、暮らしに必要なエネルギーが賄われています。
- 公共交通の利便性が確保され、脱炭素モビリティが普及しています。
- 次世代エネルギーを活用した地域産業の振興・活性化により、スマートシティとして発展しています。
- 主体的な意識変革や行動変容によって脱炭素型のライフスタイルが定着し、住宅・建築物の高断熱化、地産地消が浸透し、衣食住の省エネ化が徹底されています。
- 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化や顕著な暑熱のリスクが高い中、住民の命と健康を守りながら快適な暮らしが実現しています。



（2） ネイチャーポジティブの実現

① ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブは日本語で直訳すると「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを意味します。ネイチャーポジティブ実現のための国際目標として、2030年までに陸と海の30%以上の生態系を保全状態にする「30by30」があります。

② 何が問題なのか

様々な生物が互いに影響を与え合うことで成り立っている状態を生物多様性といいます。ある種や遺伝子、生態系が損なわれると、その影響は他の生物にも及び、全体のバランスが崩れ、生物多様性が失われてしまいます。私たちの社会・経済はその多くを自然に依存しており、生物多様性が失われると、私たちの生活にも影響があります。

③ 長野市ではどうなのか

長野市は山岳地域、里地里山地域、平地の３つに大別され、地域ごとに異なる多様な自然環境を有しています。近年は、田畑等の面積が減少傾向にある一方で、中山間地域を中心に農林水産業への鳥獣被害が増加傾向にあります。自然環境の減少を食い止めつつ、里地里山など人の手で維持される自然環境の維持・創出を図り、人と自然の共生関係を修復していくことが必要です。

長野市が目指す“ネイチャーポジティブ”の姿

- 長野市の多様で魅力ある自然環境が保全され、在来の動植物が安定して生育・生息しています。
- 防災・減災等のグリーンインフラ機能や、農林水産業、観光・レクリエーション、日常生活などでの生態系サービスが充実した状態になっています。
- 里地里山の整備・維持管理が適切に行われることで、野生鳥獣の生息地と人里との緩衝帯が機能し、人と自然の共生関係がうまく成り立っています。
- 様々な自然体験を通じて、人の暮らしと自然の関係性についての理解・関心が高まることで、生物多様性に配慮した行動を実施する人が増えるとともに、身近な自然や地元への愛着が育まれています。
- 市域の生物多様性の保全において、市民や事業者等の多様な主体と連携した積極的な取組が展開され、活動の輪が広がっています。



（3） サーキュラーエコノミーの実現

①　サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミーは日本語で直訳すると「循環型経済」といい、従来の 3R の取組に加え、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済システムのことです。

②　何が問題なのか

廃棄物は環境汚染の要因となったり、処理に温室効果ガス排出を伴ったり、処分のために土地を確保しないといけないといった問題があります。また、将来的に資源が枯渇しないように、国際情勢による影響を受けないようにするために、今ある資源を有効活用していく必要があります。

③　長野市ではどうなのか

長野市では、ごみの発生抑制は計画的に進んでおり、リサイクル率も高い水準で推移しているものの、循環型社会の実現のためには、リサイクル技術などの進歩に合わせ、市民・事業者・行政が一体となって新たな取組を行うことが必要です。

長野市が目指す“サーキュラーエコノミー”の姿

- 廃棄物処理施設は、主に地域資源の回収･選別･中間処理ハブとして機能するようになっており、焼却･最終処分される量が最小化されています。
- 環境に配慮した製品やサービスを選ぶ価値観やライフスタイルが浸透しています。
- フリーマーケットやフードバンク、地域シェアリングといったリユース・リデュースの取組が定常化しています。
- 多様な産業間連携での地域資源の循環利用により、資源リスクへの対応力と産業競争力が強化されています。
- 不適正排出や不法投棄が減少しています。



第3節　施策の体系

本計画では、3 つの「環境未来コンセプト」のもと、施策の軸を６つの柱に分類し、それらに基づく施策に取り組むことで、環境・生活・経済が好循環する社会及び市民一人一人のウェルビーイングの実現を目指します（図 3-1 参照）。

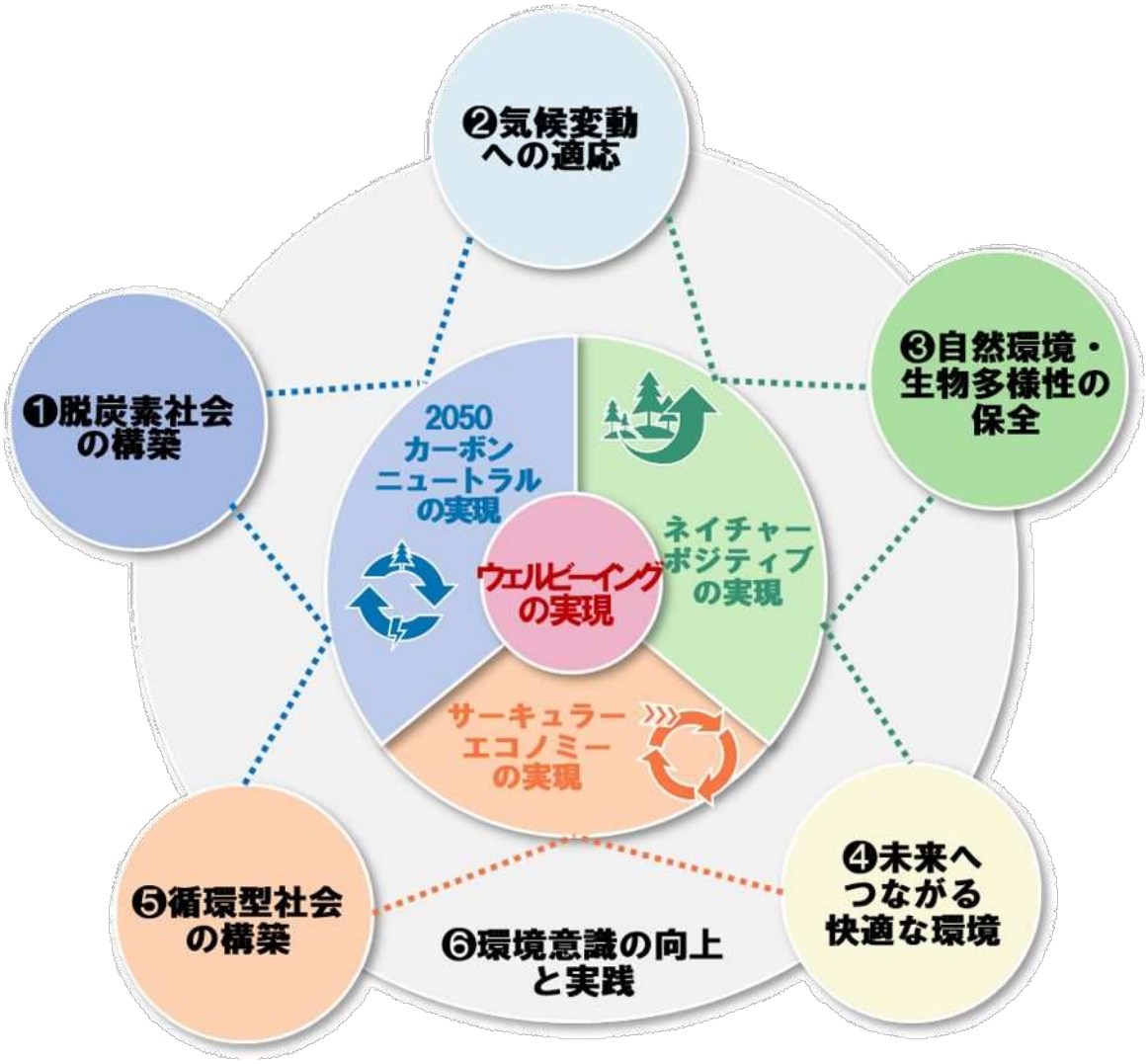


図 3-1　３つの「環境未来コンセプト」と６つの「施策の柱」

本計画では、６つの施策の柱の元、各環境施策を展開します。

＜施策体系＞

ウェルビーイングの実現（キャッチコピー※全体が固まってから最後に命名）

施策の柱❶ 脱炭素社会の構築	1 省エネルギーの推進 2 再生可能エネルギーの利用促進 3 脱炭素型の地域づくり
施策の柱❷ 気候変動への適応	1 理解と行動変容の促進 2 高温・暑熱対策 3 防災力の向上
施策の柱❸ 自然環境・生物多様性の保全	1 山の自然環境・生物多様性の保全 2 里の自然環境・生物多様性の保全 3 街の自然環境・生物多様性の保全
施策の柱❹ 未来へつながる快適な環境	1 安全・快適な生活環境の形成 2 美しいまちなみの保全と創出
施策の柱❺ 循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進 2 廃棄物の適正処理
施策の柱❻ 環境意識の向上と実践	1 協働による環境保全活動の推進 2 環境の学びと体験の場の確保 3 環境情報の収集・把握と提供推進